

三春町告示第93号

平成29年9月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年8月22日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成29年9月1日（金）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成29年9月1日三春町議会9月定例会を三春町議会議場に招集した。

## 1 応招議員・不応招議員

### 1) 応招議員（16名）

|            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| 1番 新田 信二   | 2番 本田 忠良   | 3番 影山 初吉  |
| 4番 松村 妙子   | 5番 山崎 ふじ子  | 6番 鈴木 利一  |
| 7番 佐藤 一八   | 8番 渡辺 正久   | 9番 三瓶 文博  |
| 10番 佐久間 正俊 | 11番 小林 鶴夫  | 12番 橋本 善次 |
| 13番 影山 常光  | 14番 日下部 三枝 | 15番 佐藤 弘  |
| 16番 陰山 丈夫  |            |           |

### 2) 不応招議員（なし）

## 2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第47号 平成15年度の冷害による被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第48号 個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第49号 三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

議案第55号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

議案第56号 平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第57号 平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第58号 平成29年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第59号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について

議案第60号 平成29年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第61号 平成29年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

議案第62号 平成28年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成28年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成28年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成28年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成28年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成28年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成28年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

- 報告第 4号 平成28年度財政の健全化に関する比率の報告について  
報告第 5号 平成28年度三春町第三セクターの経営状況報告について

平成29年9月1日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 新田 信二    | 2番 本 田 忠 良  | 3番 影 山 初 吉  |
| 4番 松 村 妙 子  | 5番 山 崎 ふじ子  | 6番 鈴 木 利 一  |
| 7番 佐 藤 一 八  | 8番 渡 辺 正 久  | 9番 三 瓶 文 博  |
| 10番 佐久間 正 俊 | 11番 小 林 鶴 夫 | 12番 橋 本 善 次 |
| 13番 影 山 常 光 | 14番 日下部 三 枝 | 15番 佐 藤 弘   |
| 16番 陰 山 丈 夫 |             |             |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|       |         |
|-------|---------|
| 町 長   | 鈴木 義 孝  |
| 副 町 長 | 坂 本 浩 之 |

|               |         |                        |         |
|---------------|---------|------------------------|---------|
| 総 務 課 長       | 伊 藤 朗   | 財 務 課 長                | 佐 藤 保 良 |
| 住 民 課 長       | 遠 藤 信 行 | 除 染 対 策 課 長            | 村 田 浩 憲 |
| 税 務 課 長       | 佐久間 孝 夫 | 保 健 福 祉 課 長            | 佐久間 美代子 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 影 山 敏 夫 | 産 業 課 長                | 新 野 徳 秋 |
| 建 設 課 長       | 宮 本 久 功 | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 室 長 | 安 部 良 明 |
| 企 業 局 長       | 滝 波 広 寿 |                        |         |

|             |         |                   |       |
|-------------|---------|-------------------|-------|
| 教 育 長       | 高 橋 正 美 | 教 育 次 長 兼 教 育 課 長 | 永 山 晋 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 本 間 徹   |                   |       |

|               |         |
|---------------|---------|
| 農 業 委 員 会 会 長 | 大 内 昭 喜 |
|---------------|---------|

|             |       |
|-------------|-------|
| 代 表 監 査 委 員 | 村 上 弘 |
|-------------|-------|

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成29年9月1日（金曜日） 午前9時59分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明

- 第6 議案の質疑
- 第7 監査報告
- 第8 議案の委員会付託
- 第9 陳情事件の委員会付託
- 第10 報告事項について

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前9時59分)

○議長 皆さんおはようございます。開会に先立ちまして、脱衣を許します。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それではただいまより、平成29年三春町議会9月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、15番佐藤弘君、1番新田信二君のご兩名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月12日までの12日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月12日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について、監査委員より、平成29年度第3回、第4回、第5回の出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました、議案第47号「平成15年度の冷害による被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例の制定について」から、議案第71号「平成28年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」までの25議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長。

○町長 おはようございます。9月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いたします。

最初に、除染事業に関する取組状況であります。町内全域で、住宅地及び道路等の除染を終了することができました。仮置き場につきましては、除染廃棄物のすべてが、国が整備をしている中間貯蔵施設へ搬出されるまで適切に管理を行って参ります。

次に、避難自治体への復興支援、復興公営住宅についてであります。

恵下越地内の葛尾村の復興公営住宅は、計画された106戸の全てが完成し、8月現在で104戸入居されています。富岡町等を対象とする平沢字四合田地内の県営復興公営住宅も、計画された92戸の全てが完成し、8月現在で85戸が入居されています。また、仮設住宅は、入居者全員が退去した沢石、斎藤里内の一部が解体されました。引続き避難自治体の復興に支援を行って参ります。

続いて、第7次長期計画に掲げた6つの基本目標を実現するため、平成28年度に取り組んだ主な施策と決算の概要について説明いたします。

目標1の「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」への取組であります。

除染事業では、主に下舞木地内の住宅地や道路の除染、北部三地区第2仮置場の整備、除染廃棄物の管理、放射線量の事後モニタリング調査業務を実施いたしました。

また、ベクレル調べるセンターでの食品検査や学校給食等食材検査のほか、健康管理のため小中学校生のホールボディカウンターによる測定や、線量計の貸与等を行いました。

さらには、農業用ため池放射性物質対策や農業系汚染廃棄物対策、農作物吸収抑制対策など、農業に関する放射性物質対策事業を実施するとともに、風評被害払拭への取り組みとして三春町産農産物のPRに努めました。

このほか、地域防災力強化のため、防災拠点となる消防団屯所の新築工事や消防車両・消防小型ポンプの更新を行うとともに、交通安全対策として危険箇所へのカーブミラー設置、区画線引き工事等を行い、防犯灯についてもLED防犯灯の新設・既存防犯灯の維持工事を行いました。

次に目標2の「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」への取組であります。

幹線道路網の整備、道路維持補修のため、町道四反田富沢線ほか8路線の改良及び舗装補修事業を行い、住環境整備のため側溝改修や生活道路整備事業助成金を19地区に交付いたしました。

老朽化した橋梁等の補修・修繕については、三春北大橋橋梁補修工事を実施するとともに、町道に架かる橋梁点検事業を行いました。

新エネルギーの導入促進では、住宅用太陽光パネルや蓄電池の設置者に対し、補助金を交付いたしました。

目標の3は「豊かな心と文化を育むまちづくり」への取組であります。

まず、子育て分野であります。子育て支援施策の充実を図るため、こんにちは赤ちゃん訪問の訪問員活動を行い、子育て相談会での臨床心理士等による専門相談や助産師による妊産婦サロンを開催し、子育て相談の体制強化に取り組みました。

共に学び、共に生きる教育の推進については、コーディネーターを各地区に配置し、地域人材や団体の参加を得て、学校と地域の連携を深め地域全体で学校教育を支援する体制を推進しました。

芸術・文化・スポーツ活動では、三春交流館「まほら」と三春交流館運営協会による自主事業の開催、歴史民俗資料館においては、春・夏の企画展、秋の特別展と冬のミニ展示を開催いたしました。

目標4の「誰もが健やかに暮らせるまちづくり」への取組であります。

町民の健康増進のため、健康診断の受診向上に向け、集団検診の早朝や土日開催などを行い、未受診者への受診勧奨も積極的に実施いたしました。

高齢者福祉の充実では、補助事業による地域密着型介護サービス事業所の建設及び開設の支援をいたしました。

障がい者福祉では、障がい者福祉サービスの給付などにより、福祉の向上に取り組みました。また、聴覚障がい者とのコミュニケーションの仲介を担う手話奉仕員養成講座を実施いたしました。

目標の5は「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」の取組であります。

農業振興対策では、担い手育成、経営所得安定対策の推進や、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度に取り組む組織の支援などを行いました。

企業誘致等による働く場の確保のため、ふくしま産業・観光復興投資促進特区制度等の復興関連制度を活用し企業支援を行い、また、工場等立地促進条例に基づく奨励金制度により、4社へ奨励金を交付いたしました。

中心市街地の活性化と街なか整備の推進については、「街なか賑わい創出事業」を活用し、中心市街地に3店舗が開業いたしました。

観光振興策では、春に「第2回お城山まつり」、秋には、富岡町・葛尾村と共催で「三春秋まつり」を開催し、更に、年間を通じた着地型旅行となりえる素材の商品化のため、三春まちづくり公社と連携し、年間9回の旅行体験企画を実施するなど、通年型観光の創造に努めました。

目標の6は「協働と町民参画による自立したまちづくり」への取組であります。

行財政経営の適正化・効率化を図るため、平成27年度から31年度までを推進期間とした「第5次三春町行財政改革大綱」の目標達成に向けた取組を推進しました。

また、社会保障・税番号制度の導入を踏まえた町民サービスの向上のため、新たに行政証明書コンビニ交付サービスを開始するとともに、引き続き個人番号カード発行等を推進いたしました。

さらには、公共施設整備について、検討対象施設の整備方針や配置計画を取りまとめ、「三春町役場庁舎及び周辺関連施設整備基本構想」を策定いたしました。

次に、決算の概要であります。

平成28年度は、実施した施策でも申し上げましたとおり、原子力発電所事故からの復興・再生、町民が安心して生活していくために必要な社会保障関連、老朽化した学校施設等の補修・修繕、子ども・子育て支援分野などに財源を優先的・重点的に配分いたしました。

歳出決算額は、一般会計が72億255万円、特別会計は、国民健康保険特別会計など5事業の合計が69億7,479万円、また、病院事業と水道事業など4企業会計の合計は、13億7,170万円でありました。

町債については、平成28年度末借入残高が、一般会計で72億8,589万円、前年比6,717万円の減少となりました。水道事業などの企業会計では、三春町水道事業経営安定基金からの借入を除いて30億76万円で、前年比2億5,936万円の減となりました。

続いて、財政状況を示す指標についてであります。経常収支比率については、94.0%と前年度より3.3ポイント増となり、実質公債比率は7.1%と前年より0.8ポイント減となりました。また、将来負担比率についても20.7%と前年より4.8ポイント減となるなど、財政指数は年々改善しております。

改めて、議会をはじめ、町民の皆様にご感謝申し上げますとともに、今後とも町政発展のためにご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、今定例会に提出いたしました議案につきましては、条例の廃止及び改正をはじめ、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」及び補正予算、剰余金の処分と決算認定であります。

これらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。慎重にご審議のうえ、全議案可決、同意及び承認いただきますようお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶、議案の説明といたします。

……………・議案の質疑……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第47号から議案第71号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第47号「平成15年度の冷害による被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第48号「個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第49号「三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第50号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第51号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第52号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。



議案第53号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第54号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第55号「平成29年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第56号「平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第57号「平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第58号「平成29年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第59号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第60号「平成29年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第61号「平成29年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第62号「平成28年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第63号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第64号「平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第65号「平成28年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第66号「平成28年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第67号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第68号「平成28年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第69号「平成28年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

剰余金計算書・処分計算書(案)及び収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第70号「平成28年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第71号「平成28年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これにて質疑を終結いたします。

…………… 監査報告 ……………

○議長 日程第7により、監査報告について、監査委員から平成28年度に関する各種会計決算審査の意見についての報告を求めます。

村上代表監査委員。

○村上代表監査委員

平成28年度各会計の決算審査について報告いたします。

監査委員は、私、村上と議会選出の日下部三枝委員でございます。

審査の期間は、平成29年7月31日から8月4日までの5日間であります。

審査の対象は、平成28年度三春町一般会計決算から平成28年度三春町病院事業会計決算までの11件であります。

審査の方法は、予め町長から提出された、平成28年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び平成28年度基金運用状況調書並びに平成28年度公営企業会計決算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書について、

- (1) 関係法令に準拠し作成されているか。
- (2) 計数は正確であるか。
- (3) 予算の執行は、法令に準拠し適正かつ効率的であるか。
- (4) 財政の運営は適正であるか。
- (5) 財産の管理は適正であるか。
- (6) 基金の運用は適正であるか。

等に主眼重点をおき、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて、慎重に審査を実施しました。

審査の結果は、審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないものと認められました。

各会計の審査結果につきましては、お手元に配布されております決算審査意見書で詳細に報告をいたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

最後に、決算審査意見書の16ページから「結び」として意見をまとめさせていただきましたので、ここで読み上げたいと思います。

1 財政運営全般について

平成28年度は、国の消費税引き上げによる影響緩和のための簡素な給付措置事業などにより、補正予算が5回編成されたが、予算に計上された事業は概ね予定どおり遂行されている。

一般会計の歳入額は76億3,454万円で、地方交付税や県支出金等が減少したため、前年に比べ1億3,429万円の減となった。一方、自主財源の6割を占める町税においては、引き続き高い徴収率を維持していることや固定資産税の調定額・収入額の増などにより前年に比べ206万円増となったことは喜ばしい。

また、一般会計の歳出額は、少子高齢化社会への対応や公共施設老朽化対策などが求められる中、前年度比2億7,718万円減の72億255万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億2,510万円を差し引いた実質収支は、2億689万円となった。

今後も平成27年度に策定した「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に沿って、他計画との施策・整合性を図りながら各種事業を展開してほしい。一方で、三春町第5次行財政改革大綱実施計画に基づいた事務事業の見直しや経費の縮減等を行いながら、効率的な行政運営に努めることを期待する。

特別会計は、国民健康保険特別会計と放射性物質対策特別会計が歳入、歳出ともに前年度を下回ったが、それ以外の特別会計は歳入、歳出ともに前年度を上回った。今後も、財源確保のために国や県の動向に注視しつつ、収入未済額の解消に努めるとともに、定住促進施策や子育て支援施策等に取り組むことで人口減少に歯止めをかけ、自主財源を確保することにより、財政基盤の安定を期待する。

次に、平成28年度の町債発行額は、緊急防災・減債事業債などの発行により5億9,850万円と前年度比4億4,940万円の増となった。町債残高については、定期償還により年度末残高が72億8,589万円となったが、今後もさらなる町債発行の抑制や定期償還に努めてほしい。

各種財政指標については、経常収支比率は前年比3.3ポイント増加し、昨年以上の高比率となり、財政構造の弾力性が損なわれている状況なので十分注意が必要である。また、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率は徐々に財政健全化の方向に進んでいるが、今後も更なる改善を期待する。

## 2 除染事業について

平成28年度末までに町内の住宅地・道路等の除染作業が終了し、放射能への町民の不安解消、安全・安心な暮らしの回復に十分寄与した。今後は、町内6箇所地区仮置き場に搬入された除染廃棄物の適切な管理と、国が整備している中間貯蔵施設への早期の搬出完了をお願いしたい。

また、昨年度は、福島再生加速化交付金を活用して農業用ため池の放射性物質の詳細調査、実施設計、対策工が行われたが、農業への不安を払拭するため今後も事業を円滑に進め、作業の早期完了を目指してほしい。さらに、将来の森林資源の再生を図るため「ふくしま森林再生事業」も、地区からの要望に沿って引き続き取り組んでほしい。

終わりに、今後も限られた財源を有効に活用され、住民福祉の更なる向上を期待して、決算審査の報告といたします。

…………… 議案の委員会負託 ……………

○議長 日程第8により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております「議案第47号」から「議案第71号」までは、お手元に配付いたしました付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全体会審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託並びに全体会審査とすることに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第9により、陳情事件の委員会付託を行います。

○議長 陳情事件の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました、陳情事件文書表のとおり、総務常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

…………… 報告事項 ……………

○議長 日程第10報告事項について

報告第4号「平成28年度財政の健全化に関する比率の報告について」

報告第5号「平成28年度三春町第三セクターの経営状況報告について」

町長より報告がありましたので、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

(散会 午前10時36分)

平成29年9月2日（土曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 新田 信二    | 2番 本 田 忠 良  | 3番 影 山 初 吉  |
| 4番 松 村 妙 子  | 5番 山 崎 ふじ子  | 6番 鈴 木 利 一  |
| 7番 佐 藤 一 八  | 8番 渡 辺 正 久  | 9番 三 瓶 文 博  |
| 10番 佐久間 正 俊 | 11番 小 林 鶴 夫 | 12番 橋 本 善 次 |
| 13番 影 山 常 光 | 14番 日下部 三 枝 | 15番 佐 藤 弘   |
| 16番 陰 山 丈 夫 |             |             |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|       |         |
|-------|---------|
| 町 長   | 鈴木 義 孝  |
| 副 町 長 | 坂 本 浩 之 |

|               |         |                        |           |
|---------------|---------|------------------------|-----------|
| 総 務 課 長       | 伊 藤 朗   | 財 務 課 長                | 佐 藤 保 良   |
| 住 民 課 長       | 遠 藤 信 行 | 除 染 対 策 課 長            | 村 田 浩 憲   |
| 税 務 課 長       | 佐久間 孝 夫 | 保 健 福 祉 課 長            | 佐久間 美 代 子 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 影 山 敏 夫 | 産 業 課 長                | 新 野 徳 秋   |
| 建 設 課 長       | 宮 本 久 功 | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 室 長 | 安 部 良 明   |
| 企 業 局 長       | 滝 波 広 寿 |                        |           |

|             |         |                   |       |
|-------------|---------|-------------------|-------|
| 教 育 長       | 高 橋 正 美 | 教 育 次 長 兼 教 育 課 長 | 永 山 晋 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 本 間 徹   |                   |       |

|               |         |
|---------------|---------|
| 農 業 委 員 会 会 長 | 大 内 昭 喜 |
|---------------|---------|

|             |       |
|-------------|-------|
| 代 表 監 査 委 員 | 村 上 弘 |
|-------------|-------|

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成29年9月2日（土曜日） 午前9時59分開会

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前9時59分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 皆さん、おはようございます。開会に当たり、議長より傍聴者の皆様へ申し上げます

す。

三春町議会では、開かれた議会の一環として、6月と9月の定例会については、土曜日あるいは日曜日の一般質問を実施しております。本日は、10名の議員が登壇し、一般質問を行います。どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにされますよう、お願いいたします。

また、会議の様子を録音・撮影される場合は、あらかじめ議長の許可が必要になります。今回は、申し出がありませんので録音・撮影はご遠慮願います。

三春町議会では、省エネ対策の一環として、5月から10月までクールビズを実施しております。ノーネクタイでの本会議といたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。それでは、脱衣を許します。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 　ただいまより、本日の会議を開きます。

　日程第1により、一般質問を行います。

　一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。

　また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

　それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 　13番影山常光君、質問席に登壇願います。

　第1の質問を許します。

○13番（影山常光君） 　それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして第1の質問をさせていただきます。

　三春町の人口減少対策・人口流出の歯どめ、定住促進対策として、広域連携の効果的活用、今後の推進方法について質問をさせていただきます。

　まず、背景を申し上げたいと思います。

　私たちは、日常生活において、通勤、買い物などの移動している際に、ここからが郡山市、あるいはここから田村市だとか、ほとんど意識しないで行動しております。これは自分の生活圏、通勤圏、経済圏として考えているからでございます。

　ことしの5月、郡山市を中心とした圏域4市7町4村の広域連携についての議員研修、講演会がありましたが、それぞれの自治体の連携により、課題を解決していこうとするものでございます。

　かつて平成10年代、福島県内には10の広域市町村圏がありました。平成11年以来の合併においては、合併特例債の創設など国、県の財政措置を伴う積極的な関与があったわけですが、我が三春町は合併の効果と課題、行財政改革との違いをきちんと見極め、独自のまちづくりを選択しました。これは広く理解されているところかと考えております。

　平成26年の地方自治法の改正により、連携中核都市圏構想が進められ、29年現在、全国23の圏域が連携・協定を締結しております。国も普通交付税、特別交付税、あるいは交付税措置のある地域活性化事業債など、数々の財政措置を講じて制度を進めようとしております。

　人口減少社会に対応するため、自由に地域の実情に合った内容を協議し、隣接市町の連携・協定を締結することにより、お互いのメリットを見出そうとするものでございます。これらの圏域は、福島県の中央に位置し、県土の2割の面積に3割の定住人口を有しております。

人口は減少しながら都市に集中すると言われておりますが、その中であって三春町は人口30万都市郡山市、田村市、本宮市に隣接し、まさに恵まれた経済圏、地理的条件にあります。

ここで人口の推移と圏域の人口移動について考えてみます。さきの一般質問でも触れましたが、27年国勢調査で三春町は114名の人口増でございました。これは県内軒並み減少する中で三春町が増加しているということでごさいます、さらに実数として住民基本台帳での移動を考えますと、平成25年と28年を比較しますと、郡山市への転出は14名の減少、転入は23名の増加、37人の回復です。

郡山市以外の県内については、25人の減少、65人の増加、90人の回復、東京圏への転出は、5人の減少、転入も45人の減少でマイナス40人です。県外、東京圏を除く転出については、同数、転入は8人の減少でマイナス8、純移動数は転出492、転入441でマイナス51にまで回復しております。

これらの国勢調査の結果と住民基本台帳の数は乖離しているようですけれども、今後、国勢調査の数字が実数として現実味を帯びてくるのではないかと期待しております。

さらに、三春町の人口ビジョンから国勢調査のこれら圏域の通勤人口移動に着目してみます。郡山市の通勤については、流出は104人の減少、流入は227人の増加、331人の回復です。田村市については、51人の増加、流入は33人の増加、マイナス18人です。本宮については、流出が18人、流入が18人、36人の回復です。依然として隣接3市への通勤移動は1,928人の流出ですが、349人の増加回復傾向にあります。

隣接市町村に通勤している勤労者の実態を申し上げましたが、さらには通学、医療、購買をはじめ交流を考えますと、一市町のみならず、連携して人口流出の歯どめになる圏域の人口ダムの考え方が必要になると思います。

三春町の給与所得者を収容するキャパシティは向上しており、地元産業の育成、企業の誘致努力も必要であると同時に、周辺都市との連携により経済成長の牽引と就労者の所得向上、ひいては町民の生活安定につなげていく必要があると思います。これらの方々には三春から通勤している人については、家族も含めて引き続き三春に住み続けてもらう、住み続けても不便がない、むしろ三春町のよさを感じていただく。

三春町に通っている方には、三春町に移り住んでもらえるような住みやすさ、そういう住宅施策、教育、安全安心など魅力あるまちづくりを提供できる、そういうことかと考えます。これは人口対策の基本かもしれませんが、ぜひ一町としての取組、あるいは一町として関係機関への働きかけよりは、圏域市町と連携して取り組めるメリットを見出して、ネットワーク、アクセスのリレー性、生活の便利さ、安定を追求していただきたいと考えます。

そこで広域連携をどのように捉えているか、そして連携中核都市圏形成の取組みの現状と、今後どのようにメリットを見出そうとしているのか、考えをお聞かせいただきたいと思ます。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○13番(影山常光君) 広域連携をどのように捉えているかということですが、今まで田村広域行政組合などの枠組みはありましたが、連携中枢都市圏については、相当の規模と中核性を備える圏域において、一定の人口を有し活力ある社会経済を維持するため、地方自治体間の柔軟な連携を可能とする制度でございます。

人口減少や少子高齢化などの社会情勢が大きく変化する中、三春町の場合においても、通



勤や通学の移動状況、転入や転出の動向は近隣自治体との関係が大きな割合を占めており、三春町における人口減少・少子高齢化対策とあわせ、経済や生活上の結びつきが強い近隣自治体との連携も重要であると認識しており、町の総合戦略においても、連携中枢都市圏の取組を位置づけているところでございます。

次に、連携中枢都市圏の形成に向けた取組の現状についてであります。中核市である郡山市を中心として、近隣自治体4市7町4村の担当レベルの連絡会議が設置されており、連携事業についての調査研究や意見交換などを実施してきております。今後は、4市7町4村の首長を対象とする協議会が立ち上げられる予定であり、三春町としても参加したいと考えております。

また、連携中枢都市圏を形成した場合のメリットについてですが、国からの財政支援が受けられるメリットはありますが、今後は、より具体的に、どのような分野で何を連携していくのかを協議していくことになります。その中で、三春町における効果や課題などを整理しながら、連携中枢都市圏の形成に向けた取組を進め、定住人口の増加につなげていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○13番(影山常光君) それでは、第2の質問をさせていただきます。

定住促進対策、地域コミュニティーの維持に資する、町内学区ごとの土地利用計画の推進についてでございます。

町内学区ごとの住宅団地などの可能性調査の進捗状況についてであります。調査の場所、規模、発注仕様はどのようなものであったか。また、進捗状況はどうか。これは現在調査中ですので、話せる範囲内で進捗をお聞かせいただきたいと思います。

町有地以外については地権者の方々への説明、対応、そしてどのように理解いただいているのか。これは行政ができる範囲は限定される部分もあり、微妙な問題もあるでしょうが、事業実現に向けて今回の調査の取りまとめが大きな方向づけになると考えるからでございます。

土地利用可能性調査の成果をどのように実現しようとしているのかでございますけれども、調査の内容によっては、地権者の意向を踏まえながら地域におろしていき、各学区の児童数の増加、地域コミュニティーの増進につながるものにすべきであると考えております。

今後、目的に向かって早期着手、効果の早期発現を期待する中で、具現化のための手法を考えると、着手する順序、あるいは条件設定、町有地にあつては保有リスクの少ない、若者にも求めやすい造成たるか、あるいは規模の設定、民有地についても、法規制との整合、現在町が持っている住宅施策との並行的な活用など、数々の多岐にわたる想定をすることになるかと思っております。考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

宅地造成の可能性を調査する業務については、5月に業務を発注いたしております。調査対象としている場所は、各まちづくりの土地利用計画や仮設住宅用地などを踏まえ、学区ごとに1カ所から2カ所を選定しておりますが、三春地区については、場所の選定が困難であったため、調査対象としている場所がございません。また、調査対象となっている場所の規

模については、土地利用の状況によりさまざまであります。

調査内容につきましては、調査対象の場所を宅地造成する場合の諸手続に関するフローチャートの作成や、概算工事費の算出、また、ライフラインを含めた周辺の状態把握などになっております。現在、そうした内容の整理や取りまとめを行っている段階であります。

地権者への説明・対応については、調査結果がまとまっていない段階のため行っておりませんが、次の質問であります「調査結果をどのように実現しようとしているのか」という内容とあわせ、今後の進め方についてお答えをいたします。

まず、調査結果がまとまった段階で、宅地造成に要する費用や手続のための期間などについて内部検討を行い、検討した結果をもって、地域や地権者への説明、議会への報告を行いたいと思っております。

議員おただしのように、できる限り、地域ごとの少子化対策や地域コミュニティの維持・増進を図り、その結果、町全体の人口減少対策や活力ある地域経済の維持につなげていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山常光君。

○13番(影山常光君) 質問させていただきます。

この宅地造成、定住促進対策につきましては、今までも幾度となく同僚議員からも質問が出されているところでございます。現在の調査段階から事業推進の手順を考慮し、調査、進捗を図っていただくというようなことでの回答をいただきました。早急にこれらの対策に着手するためには、新年度には大規模の事業費を計上できるような意気込みで成果をまとめていただけるものと理解してよろしいのか、考えをお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 そのような考えで進めていきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 15番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番(佐藤弘君) さきに通告しております3件について質問いたします。

初めに、町営体育館の使用料についてであります。

学校の体育館使用については無料であるが、町の体育館の使用については料金がかかる、なぜなのか。

次に、町内の団体等が使用する場合、無料にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 第1の質問にお答えいたします。

1点目ですが、町内の小中学校体育館につきましては、学校体育施設開放事業として、地域住民のスポーツ活動の場及び子供の安全な遊び場を確保するため、学校教育に支障のない範囲で地域に開放しております。維持管理は、学校事業で行っているため無料としているところでございます。

三春町民体育館につきましては、広く一般の利用者に供すべく社会体育施設として位置づけており、三春町体育施設使用料条例に基づき、年齢や町内・町外、時間区分等により、使用料を徴収しているところでございます。

2点目ですが、使用料につきましては、受益者負担の観点から、利用者からの使用料の徴収は必要不可欠であると考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 今、学校の体育館は地域の人に使ってもらっている。もう一つは、町の体育館については一般利用者にといいことで、料金をもらうこととなっている。その理由は受益者負担だと、こういうような答弁でした。

受益者負担というのは、なぜ受益者が負担をしなければならないのかという、要するに学校の体育館は受益者負担にならないのか、この受益者負担というのはどういうことでの受益者負担なのか、そのことがちょっと理解ができかねるんですね。

一つとしては、町の体育館については条例として使用料を取るといいことで、この条例の使用料についてなくせば取らなくてもいいと、端的にそういうことになるのではないかと。したがって、そのことだけで受益者負担という言葉を使っているのか、再度お尋ねをしたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 ただいまの議員の質問に対してお答えをさせていただきますと思います。

まず、なぜ受益者負担が必要なのかというおただしかとと思いますが、これは実際にはこれらの施設を維持管理するには多額の費用、コストがかかるわけでございます。これらを全て納税者の負担でしていいのかどうかということに一つは原因があるのかと考えております。

つまり、利用する人と利用しない人、要するに納税者においても、利用する人としいない人がいるわけでございますから、公平の観点から考えますと、納税を要するに利用しない場合については、やはり利用している人に応分の負担を求めるといいことが一つ大切なことなのではないかと考えられるところでございます。

それから、2点目の条例としてと、外せばなくせるのかということでございますが、条例上設けてございますのが、一つはやはり先ほど申し上げましたように多額のコストがかかるわけでございます。全てを税金で賄うことではなく、少なくとも利用者からある程度の応分の負担をいただくことが必要不可欠ではないかと考えておりますので、社会体育施設として位置づけるものについては、できる限り利用料金のご負担をいただくというのが筋ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 今、社会体育施設ということでコストがかかる。このコスト、どれだけのコストがかかるのか。

もう一つは、今町民が使っている使用料、年間大体50万くらいだと思うんですね。コストがどれだけかかっているのか、年間50万の収入で賄え切れるのか、言っていることがちょっと矛盾しているのではないかとと思うんですけどね。多大なコストがかかるならば、それだけのものを受益者から負担をさせなければならないというのが、受益者負担の原則からすればそうなんですよ。

ところが、1年間みんなが使っても50万しか使用料が取れないという、そういうようなことではちょっと言っていることがおかしいんじゃないかと思うんですね。

もう一つは、今、旧三春中学校の体育館、これを町の体育館にして使用料を取ると、こういうことが考えられているわけですがけれども、今後、そんなに遅くはないと思うんですけども、小学校の再編が当然行われるようになってくる。

したがって、全ての地区の小学校の体育館が町の体育館となった場合は、全て金を取ると、こういうことなんですよ、基本的には。そうすると、今までそこで使用していた団体等が使えなくなる、金を取るということは。残った小学校の体育館でやっている団体だけは無料だと。同じ扱いにならないんですね。これについて、今、使用している団体等が使えなくなることについて、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目のコストということでございますが、詳細なものはちょっと今手元に用意しておりませんが、例えば体育館でございましたら体育館の建設費用、5年間の減価償却費、それからこれに携わる人件費、それ等々もろもろのコスト、それから、経常的にかかります電気代であるとか、そういったもろもろのコストがかかる形になろうかと思っております。

その全体の中で、じゃあどれだけ今使用料収入を得ているのかということでございますが、ちょっと資料は古いんですけど、27年度の資料でございますが、使用料体育館につきましては、議員ご指摘のとおり約50万弱、47万ほどの収入という形になってございます。

それで、もう一つおただしのことでございますが、議員は全てを受益者負担にしなければおかしいのではないかというおただしかと思いますが、これに関しましては受益者負担で全てを取るかどうかということは、この施設が公共的な意味合いをどれだけ持っているかということにかかってくるのかと思っております。

つまり、全てを受益者負担でやるというのは公共性が非常に低いものだということだと思いますが、町としてはスポーツの推進活動ということが必要だと考え、これは公益性がかなりあるというふうに考えております。ですので、全てを受益者負担で賄うということは想定をしてございません。

その中でただしながら、これからの人口の減少なども考えますと、今ある施設を維持していくだけでもなかなか大変になってきてしまいますので、そういったことから一部分であっても、受益者負担を求めることが非常に大切なのではないかということで、先ほど受益者負担の考え方を申し上げさせていただいたところでございます。

それからもう一つは、利用しない、将来統廃合があった場合等、体育館がなくなってしまつて、全てが社会体育施設と位置づけられれば、全て受益者負担を求めるのかというお話でございます。

ちょっと仮定のことにつきましてはなかなか申し上げにくいところでございますが、利用しない団体が使えなくなった場合どうするんだということでございますが、現在の状況でございますと、例えば三春中学校の廃校体育館を、旧三春中学校体育館に関してはそこで利用している団体の皆様については、今稼働しているほかの学校開放事業のほうに移っていただくことで、利用はできるのではないかと考えているところでございます。

それから、あともう一つつけ加えさせていただきますと、実は受益者負担というか、使用料の件とは別に、公益性の高い、例えば体育館を利用するに当たって大会を実施するである

とか、あるいは町がてこ入れしている団体等につきましては、減免の制度もございまして、そういったところで社会体育施設としても減免として使える場合もあるということを申し添えておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 私からすると、答弁になっていない答弁なのかなと思うんです。

一つはコストの問題で、私が言っているのは、基本的には受益者負担でありますから、やっぱり受益者でほとんど賄うようにというのが基本だろうということを言っているんですよ。

したがって、どれだけ取るかという問題で言えば、年間50万にも満たないと、それは50万について無料にして、大いに町民に使ってもらい、健康増進のためにもと、こういう言い方をされて学校の体育館等も無料で開放しているわけですよ。そういう学校の体育館を使っている団体が、今、三春中学校の場合は最寄りのそういう学校の施設、体育館を使っているのではないかと、こういう言い方をされましたけれども、そのほかの地域の小学校が再編された場合は、それは今考えられないんじゃないかと、なった場合は当然学校施設ではないんですよ。考えられないじゃないかと、考えなければならぬんじゃないですかね。

したがって、その都度その都度やっていって調整がとれなくなったときに考えるでは遅いんじゃないですか。それはもう目に見えているというか、考えられる範囲になっているということだろうと思うんですよ。そういう団体が全てほかの施設を使う、こんなことは不可能だということは頭の中で誰もがわかるんですよ。

私が言いたいのは、やっぱり町民が、多くの町民が使えるようにするためには無料でもいいんじゃないか。これ年間収入500万ももらっているんだ、それを無料にできないというならいいですけども、50万円以下なんですから、やっぱり三春町がそういう考えを持って、今高齢者含めて健康増進、子供たちも今肥満な子供が増えています。そういう意味で、より以上にやっぱり使用してもらい、そういう観点から私は無料にすべきだと、こういうふうに思いますので、再度お答えをお願いをしたいと思います。

これは変な例なのか、保育所関係もそうなんです。いろんな意味で、やっぱりどこの町も使用料を取っておりますけども、無料に向かって進んでいると、そういうこともあるんだろうと思うんですよ。

したがって、なんでかんで金を取らなきゃならないということはないだろうと思いますので、再度そのことについてお聞きをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 少しご質問を整理させていただきたいと思えます。15番議員のご質問では、受益者負担は理解していると、当然それで賄える範囲が原則であろうと。ただ、実態を見るとわずかな収入なので、平たく言ってしまえば、その程度であればスポーツ振興の観点から無料にしてもよいのではないかとというのが1点。

あとこれから学校統合などが出ると廃校となった場合、今まで学校施設で無料で使っていた体育館が今度社会体育施設というふうになると、それが有料ということになってしまい、いろんな面で不公平が出るのではないかと、おおむねこういった2点のご質問だったと思えます。

1つ目の受益者負担の考え方をもう一度整理させていただきますと、全く15番議員のお

っしゃったとおりで、使用する方が負担するというのは大原則であります。町でも、先ほどの答弁にもございましたが、やはりその建物をつくるために税金をかなり多く投入しているわけですから、税金でかなりの部分は支えているということは、まずご理解いただきたいと思います。

日常の管理について、これについて非常に公共性が高い、または必要性が高い、もっと平たく言えば、ほとんどの町民が使う施設であれば無料ということでもよろしいのかなというふうに思っておりますが、スポーツになりますと、やはりサークル活動、あるいはごく限られたグループの活動というのが今のところ主流なのかなというふうに考えますと、そういった面を含めると、さすがに全て無料というわけにはいかないのかなというのが1点。

あと町としては全体として行革大綱の中でも既に申し上げてあるとおり、全てのものについて歳入を確保していきましょう、これは国から来るお金が少なくなってくるからであります。そういった時代の流れの中で、金額がわずかであるから無料にしてはというふうなご意見、わからないわけではないんですが、ただ、姿勢としてはやはり今までの有料化の方向、受益者負担を取るといった方向には変更はないというふうに考えてございます。

もう一点、学校の統廃合が進んでその施設が今までただで使っていたのが有料になる、あるいはあふれてしまうのではないかとのご心配ですが、基本的には社会体育施設のほうに振り分けということになりますと、それなりに申しました先ほどの考えに応じた受益者負担を頂戴していかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。

ただ、よく言う激変緩和といいますか、今まで使っていたのが、はいあしたから有料です、大変ですというふうなことはしないように、そういった激変緩和策、ある程度の期間に応じた少しずつそういったものを有料化していくという手法はあるというふうに思っておりますので、今までのそういった姿勢を今後も続けていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 最後に、今、各地域、学校の体育館ですね、使用している団体等について、町としても、先ほども言いましたけれども、健康増進等も含めて大いに使ってもらおうと、こういう施策の中で学校の体育館を開放して使ってもらっているわけですよ。それがやはり有料に今度なりますよ、これは町側じゃなくて、使っている団体、町民側からすれば、今まで同じ体育館を使っていたのに、なぜ今度金が取られるの、こういうことだと思うんですよ。

スポーツ少年団も使っていますよね。大いにそういう意味で町が推進をしてやっていたのに、今度は金を取るよと、こういう話はないんじゃないかと、こういうことなんです、私が言いたいのは。

したがって、それが町民の体育館を使う、町民の体育館にするからという理由で金を取ることじゃなくて、免除だってあるんじゃないかと、そういう検討を全然しないという答弁では、私はちょっと情けないなと思うんですよ。

したがって、そういうことも含めて、当然私は検討すべきものがある。それは先ほども何度も言いますとおり、今後考えれば、学校の体育館が少なくなると。今まで使っていたそういう団体全てが、いやあやっぱり行くところないと町の体育館にしたいが、金が取られてもしょうがないと、こうなるのか。

要するに町が進めて、それをやりなさい、そのところにおいていろんな手だてをして育ててきた団体も含めて、簡単に金を今度は取りますよという話には、私はそれはちょっといただけないんじゃないかと思えますので、再度、今後の方向づけとしての考え方について、先ほど副町長、減免もあるよということなんですけども、私は減免じゃなくて、当面減免云々じゃなくて、そういう団体については、やっぱり町の体育館でも今までどおり無料でそういうことも検討すべきだと思いますので、再度お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 今のご質問に対して、現状に関しましてちょっとご説明をさせていただきたいと思えます。

今、学校開放事業ということで、クラブ活動で体育館を、小学校、中学校の体育館を使っている団体が今全部で69団体ほどございます。この中にはスポーツ少年団が11団体ほど、それから体育協会加盟団体が15団体ほどございます。

今、スポーツ少年団、それから体育協会加盟団体につきましては、今の条例上でも町民体育館を使う場合には減免の措置があるというところがございます。

○議長 坂本副町長。

○副町長 ただいま生涯学習課長より現状の説明をさせていただきました。

再度先ほどの答弁と重なって大変恐縮なんですけど、方針としてはやはり社会体育施設、適正な受益者負担をいただくということについて、先ほど想定される利用者の方々についてもご理解求めていくというふうな基本的な考えについて変わりはございません。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 最後終わりたいと思ったんですけども、今の発言で終わるわけにはいかないんで、質問をしたいと思うんですけども。

一つは、スポ少関係にしても減免がある。減免というのは今までどおり同じ場所で、仮に具体的に言えば、今は三春中学校の体育館が今度町の体育館になると、そこで使っているスポ少については、今までどおり無料で使えるのか、確認をしたい。

もう一つは、やはり町民そのものが私、先ほど言っているとおり、いろんな団体がありますけれども、町が団体登録をして認めている団体については、ある意味では、いわゆる学校の体育館も団体登録をしていると思うんですね。無料で、これは金を取るということじゃないですけども、いずれにしろ、団体登録をしている団体についての使用を学校で認めている、学校の体育館使うのを認めているという中身だろうと思えますので、それらの団体が町の体育館使うときの減免という言葉なんですけども、どれほどの減免なのか。私から言えば、無料ということにしかならないんじゃないかなと思うんですけども、そういう無料扱いについて、それぞれの団体によっては現在もやられていると、こういうことなのか、確認をしたい。

端的に受益者負担は曲げられないからそのまま取るということであれば、やはりその辺は今後の問題として使えなくなる団体が出てくるということも含めて、きちっと整理をしてもらわなければならないだろうと、こう思いますので、そのことも含めて今後の課題として考えていくのか、やっぱり考えていかないのか、もう一度確認をしたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長　今の議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今の小学校の体育館が使えなくなった場合に、今の団体がそこでできるかということでございますが、現状の先ほどのご説明はさせていただいた点は、今ある町民体育館を減免して使えるということの趣旨でございます。

それから、減免の率はどうかというお話がございましたけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたスポーツ団体が練習で使う場合には2分の1の減免をさせていただいているところでございます。

それから、スポ少については全額の減免という形で実務上取り扱わせていただいているところでございます。

それと、将来的にという話でございますが、あくまでもこの条例上は今の町民、今の社会体育施設で位置づけたものについて規定したものでございますので、将来的には先ほど副町長のほうからも話もありましたけれども、激変緩和の措置としての対応というのをあわせ考えながら、将来的な課題としてさせていただきたいと考えております。

○議長　質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君)　これ質問ではないんで恐縮なんですけども、条例等に関して今課長から答弁がありました。私はこれは教育長が、または副町長でもいいが、町長でもいいんですけども、が答弁する中身ではないか。変更を伴うことについて課長ができるのか、今課長答弁の中で将来的な変更も含めて答弁されたんですが、私は、これは範囲外じゃないのかなと思いますので、再度それなりの人に答弁を、同じ内容であってもしていただきたいと。

○議長　当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長　課長から詳しく答弁がありましたけれども、はっきり申しまして仮定の話にはっきりした答えはできないということであります。その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長　質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君)　そういうことを聞いているんじゃないんで、条例に関して検討するみたいな、将来やっぱりそういうことも考えるみたいな発言は課長の範囲ではないんじゃないかということで申し上げているだけなんです。

だから、そういう答弁であれば、同じ内容を課長が言ったとおりだということであっても、答弁する人は違うんじゃないかと、こういうことで申し上げているんで、議長のほうでできれば整理をしていただきたい。

○議長　当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長　将来条例を改正するという今課長からの話があったということはおかしいのではないかとことでありますけれども、それはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、将来のことなんで、条例改正になるかどうか、そのこと自体も仮定の話であって、はっきり申し上げられないと、私はそういうふうに申したんですけども、おっしゃるとおり、議員のおっしゃるとおり課長が答弁する中身ではないということはおっしゃるとおりだと思います。

以上です。



○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○15番(佐藤弘君) 次に、児童虐待についてお尋ねをいたします。

8月18日の民友新聞に、2016年度全国児童虐待最多12万件、厚生労働省のまとめとあり、さらに前年度からの増加率で見ると、本県が1.81倍(956件)で、最も高いと掲載されていました。

当町の現状についてお聞かせ願います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 町の虐待対応については、年度初めに県児童相談所、警察、民生児童委員等で構成する「三春町虐待等防止対策協議会」を開催し、関係機関との連携内容を確認するとともに、さらなる協力体制の構築を図っております。

また、常日ごろ児童と接する保育所・幼稚園・学校での児童の様子の確認などを徹底しているところです。

現状につきましては、4月から現在までに児童虐待相談件数は3件ありました。3件とも、相談があったその日に町担当者・保健師等が当該家庭を訪問し、事実確認及び面談を行うなど迅速な対応をしたところであります。

なお、引き続き町担当者及び県児童相談所が当該家庭の状況確認をするとともに、施設において児童の様子を確認を行うなど、事後の対応にも当たっているところであります。

また、前年度からの継続案件としまして、リスク要因のある6世帯については、個別訪問による状況把握、ケース会議による関係機関の情報共有を行い、虐待の防止に努めております。

なお、町では、関係機関との連携はもとより、児童と接する機関での早期発見に努めているところですが、町としてできることも限られていることから、虐待の顕在化は非常に困難であると考えております。

よって、虐待の早期発見には町民の皆様のお力もお借りしながら、町全体で見守っていくことが重要と考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 1点だけお尋ねをしたいと思うんですけども、確かに顕在化というのは非常に難しいちゅうか、ある意味ではやったほうというのが、隠すというのは当然そういう行為に出ると思うんですね。

したがって、なかなか顕在化できない。したがって、ここに書いて答弁されている内容からしても、やっぱり町民、我々も含めて近所に子供がいれば、そういうことに気をつけていくというか、そういうことが大切だと思うんですね。

だから、そういう取組みを喚起をするというのか、そういう町でのチラシを入れるとかいろいろ広報に載せるとかあるんですけども、今までそういうのをどういうふうにしてきたのか。なかなか町民は何もなければ、当町はないんだなど、こういうふうに思いますので、今後やっぱり答弁にあったとおり、町民の力を借りるということであれば、きちっと知らしめていくという、そういうことも必要だと思うんで、そのあり方について考えがあればお聞か

せ願いたいと思う。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 ただいまの再質問で、どういう取り組みをして町民の方にご協力いただいでいくかということですが、毎年11月に児童虐待防止推進月間と位置づけまして、家庭や学校、地域など社会全般において児童虐待問題に対する深い関心とご理解が得られるよう、積極的な広報啓発活動を推進していくということで、今年も行いたいと思います。

町での具体的な取り組みでございますが、町広報紙及び町ホームページにおいて、虐待防止に関する記事を掲載し、虐待は絶対あってはならないというような記事を掲載して、全体に周知したいと思っています。

さらには、役場、保健センター、町内小中学校、保育所、幼稚園等に児童虐待防止推進月間ポスターを掲示し、さらなる周知を図りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○15番(佐藤弘君) 最後に、老人等に対する虐待についてお尋ねいたします。

各種老人施設及び家庭における老人等に対する虐待について、当町の現状についてお聞かせ願います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 第3のご質問にお答えいたします。

高齢者・障害者虐待・DV、いわゆる配偶者からの暴力についても、さきにお尋ねの児童虐待の対応と同じく、三春町虐待等防止対策協議会の中で、虐待の現状や情報交換などを行うとともに、速やかな連携を図る体制づくりに努めているところでございます。

高齢者等に対する虐待の状況であります。平成28年度に町と地域包括支援センターが新規で相談や通報を受けた件数は、高齢者については10件、障害者については2件でありました。また、福祉施設における虐待等の確認はありませんでした。

次に、これらの虐待ケースへの対応でございますが、虐待が心配されるケースを把握した場合には、当事者及び関係者などから速やかに本人の状態や生活の実態とあわせまして、介護する方の苦勞、それから困り事を確認いたします。それぞれの状況に応じて、必要な医療や介護サービスの利用につなげるなど、関係機関や専門職が連携して、高齢者や障害者ご本人、それとご家族などの介護者双方を支援する対応を行っているところであります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 先ほどの児童のときと同じだと思っんですけれども、これらについても顕在化するということは非常に難しい中身になっていると思っんですよね。

施設等であれば、それなりに見つかるというか、発見できる可能性、顕在できる可能性はあると思っんですけれども、特に今高齢社会と言われてはいますか、老人二人暮らしといひますか、その中での家庭での介護における虐待というのはなかなか見つけづらいということがあると思っんですけれども、今後、三春町としても年々高齢化が進む、さらに高齢者の数も増

えていく中で増えつつあるというふうに考えられるんですが、その辺についてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えしたいと思います。

これら虐待の案件が増加していく傾向にあるのではないかというお尋ねにつきましては、私ども町としてもそのような心配はあると考えております。

そうしたことから、専門機関や関係者などの公的な支援のみではセーフティネットとして決して十分とは言えないと考えております。当事者の身近で生活する親族や友人をはじめ、地域で温かく見守り、互いに支え合えるつながりが、虐待の早期発見や発生の予防に欠かせないことであると考えております。

町民の方々のご理解やご協力をお願いしたいと考えております。そういうことで、広報やさまざまな機会を通じてそういったご理解を、ご協力をお願いできるような広報周知に努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 1 1 番小林鶴夫君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○1 1 番(小林鶴夫君) 議長の許可があり、さきに通告しました三春町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」について質問いたします。

まち・ひと・しごと創生の人口ビジョンと総合戦略は、国の地方創生の方針によって、全国の自治体で作成されました。三春町も平成27年度を初年度、平成31年度を最終年度とする5カ年の期間とする三春町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略が作成され、昨年3月定例会でも質問いたしましたが、計画の折り返し点を迎えようとしておりますので、それらの進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

初めに、人口ビジョンの計画では、2060年、今から40年以上も先になりますが、現在の人口1万7,000人弱の人口を1万2,000人程度を維持したいとの目標でした。余りにも先の長い話なので実感が湧きませんでした。

そこで総合戦略を終える平成31年度にはどのぐらいの目標にするのか、28年の3月定例会の一般質問でただした結果の答弁といたしましては、1万6,300人程度を想定するとの答弁でございました。

目標でなく想定というちょっと微妙な言葉が使われておりますが、現在既に1万6,700人となっておりますが、平成31年度で1万6,300人の見通しは大丈夫なのでしょうか。

2番目に、総合戦略の基本目標1にあります、「しごとの創出と多様な人材の育成」で掲げている町内就業者数を平成24年の5,238人から最終年度の31年には5,500人、約250人の増加を見込んでおりますが、これに対する具体策と進捗状況を見通しをお伺いいたします。

3番目に、基本目標2「三春町への新しいひとの流れの創出と定住化の促進」で掲げて、年間転入者数を平成25年の406人を最終年度の31年には430人に伸ばすことを見込んでおりますが、これに対する具体策と進捗状況の見通しをお伺いいたします。

4番目に、基本目標3「結婚・出産・子育ての希望がかなう環境の創出」で掲げている出生率、すなわち1人の女性が一生の間に産む子供の数ですが、平成24年で1.4人を最終年の31年には1.6人に上げることを見込んでおりますが、これに対する具体策と進捗状況の見直しをお伺いいたします。

5番目に、基本目標4「魅力ある安心なまちの創出と地域間交流の推進」で掲げている年間転出者数、平成25年の536人を最終年度の31年には500人に抑えることを見込んでおりますが、これに対する具体策と進捗状況の見直しをお伺いいたします。

最後に、総合戦略に盛り込んだ施策及び事業の進捗状況は、その妥当性、客観性を担保するため、毎年町民代表者や学識経験者等で構成する組織において、効果検証、すなわちPDCA、Pはプラン、計画ですね、Dはドゥーの実行、Cはチェック、Aはアクション、行動、要するにPDCAのサイクルを回して必要な見直しを実施しますということがうたわれておりますが、これらの組織を立ち上げ、効果の検証が開始されたかどうかをお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。回答の順番が多少前後しますが、ご了承いただきたいと思っております。

総合戦略で定めている目標に対する具体的対策と進捗状況についてでございますが、町内就業者数については、平成28年経済センサス活動調査速報値で5,580人となっており、具体的な取組として、町内企業に対する雇用支援助成制度の積極的な活用の推進、また、今年度は商工会や金融機関と連携した創業支援計画の策定により「しごとの創出」に向けた取組を行っております。

年間転入者数については、平成28年実績で441人となっており、具体的な取組として、空き家を改修して定住される方への改修補助や情報提供のほか、今年度は移住などを促進する住宅取得奨励金制度を開始する予定となっており、住宅施策の充実に取り組んでおります。

合計特殊出生率は、平成28年実績で1.44人となっており、具体的な取組として、多子世帯の保育料の低減化や特定不妊治療助成事業、産後ケア事業や産後ヘルパー派遣事業を実施しており、子育て環境の充実に取り組んでおります。

年間転出者数は、平成28年実績で492人となっており、具体的な取組として、先ほど13番議員の質問にありました連携中枢都市圏の形成に向けた取組を進めており、経済や生活上の結びつきが強い近隣自治体との連携を図ることで、行政サービスを向上させ、転出者の抑制につなげていきたいと考えております。

町内就業者数、年間転入者数、年間転出者数は目標値を上回っている状況となっておりますが、今後もこうした数値を維持できるよう、また、総合戦略の最終年度に向け、さらに向上するように取組みを進めていきたいと考えております。

合計特殊出生率については、総合戦略時の1.40人から若干の改善は見られるものの、目標値である1.60人には達していない状況であり、取組の強化や周知を図り、最終年度に目標が達成できるよう努めていきたいと考えております。

また、人口については、平成22年の国勢調査の結果に基づく平成29年7月1日現在の人口が1万6,726人となっており、先ほど述べた個々の目標を達成することで、総合的に平成31年度の目標数値1万6,300人程度を達成できるよう努めていきたいと考えております。

最後に効果検証についてですが、昨年、振興対策審議会において、地方創生事業に係る事

業評価をいただいたところであり、今年度も同様に振興対策審議会から、地方創生事業に係る事業評価や意見をいただき、よりよい施策が講じられるよう努めていきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君。

○11番(小林鶴夫君) ただいまの答弁で出生率を除いて計画をほぼ上回る数字が出ているということは大変喜ばしいことだと思いますけども、実はこの基本目標1、2、3、4と、その中で代表的なものを質問させていただきましたけども、例えば基本目標1には、工業団地の誘致だとか、工業生産高だとかいろいろなことが細かく決められております。

例えば、1、2、3、4合わせてざっと20項目ぐらい近い数字が並べておられますけど、工業の生産数とか、農業の生産高を上げるとか、それらも含めて検証なされているのかどうかをちょっとわかれば教えてください。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 振興対策審議会のほうでは数値のほうを申し上げてはいるんですが、今手持ちではございませんので、申しわけありませんが、今回答えることはできません。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君。

○11番(小林鶴夫君) 今の答弁の中でちょっとまだ見通しに厳しいなあというのが出生率、1.6に対して1.44と、若干は上がったということはそれも喜ばしいことだと思いますけども、一方、人口が減っているのは事実ですね。最終年度で1万6,300人を目標と、単純にこれは私の単純な計算ですけども、平成27年度の4月からことしの29年度の4月を単純平均すると、大体1カ月当たり16.1人減っているんですね、単純の数字ですけども、それを5年間で計算しますと、1万6,200人になると、100人ぐらいやっぱり目標より減るんじゃないかなという心配も私はしておりますけども、今この心配をしてもしょうがない。

私のちょっと考えは、出生率を上げるというのは非常に難しい問題があるんじゃないかと思えます。方針では、1.6人にして、それからこれも国の方針になりますけども、さらに1.8人に上げて、最終的には人口が減らない2.07人、2人以上産まないと人口がどんどん減っていっちゃいますけども、人口を一定にさせるには2.07人が必要だという、それが国の方針になっておりまして、私たちの三春町の長期ビジョンでそういうふううたわれているわけです。

県でも、これを人口の増やすということは非常に難しいということがありますんで、これはちょっと県内にある磐梯町というところのまねになりますけども、磐梯町というのは人口が3,500、600人の町なんですけども、やはり若者を増やさなくちゃいけない、子供を増やさなくちゃいけないということで、平成19年から若者住宅というのをつくっているんですね。

これは町が住宅をつくって、35歳未満の既婚者で、それも町外からの人を呼び込むということで、平成19年で6戸つくって募集したところ、町外から27世帯の募集があったそうなんです。それで既に40戸以上整備されていまして、平成19年から始めて平成25年の末で、お子さんが75人増えたということが記されております。

今回の総合戦略でも、毎年6戸の若者住宅をつくるという計画があるそうで、何かこうい

う特色を打ち出さないと人口、特に若い人を増やすというのは非常に難しいんじゃないかなと思います。

先ほど13番議員の質問にもありましたけども、いろんな宅地の開発やなんかも今進めておるようですけども、こういうよその町村でもやっていいことはまねられればなあと思いますけども、今すぐ若者住宅やりますということはとても答弁は得られないと思いますけども、何か特色あるものを打ち出さない限り、この出生率、それから子供を増やすということは難しいと思いますけども、町は何かお考えがありましたらちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 先ほど13番議員の質問にも答えましたけれども、今、今年度可能性調査で業者に委託しているよね、各地区ごとに住宅団地をつくるというのは、基本的な考え方として、やはり子供のいる世帯を住宅団地に誘致をしたい。まだ具体的にどういう中身にするかというのはこれから検討ですけれども、まずは各地区ごとにそういう若者向けの住宅団地を造成して、そして子供を増やして、そして各学校の複式学級などを解消にしていきたいというのが狙いでスタートしたわけでありまして、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君。

○11番(小林鶴夫君) 前向きな答弁ありがとうございます。

これもちょっと蛇足になりますけども、この磐梯町では若者住宅に家賃3万8,000円が入って。

○議長 小林鶴夫君、質問事項の中に住宅政策が入ってきていないんですね。人口ビジョンについては入っていますが、その住宅政策については通告はありませんので、ひとつその辺注意して発言のほうをお願いします。

○11番(小林鶴夫君) ただ議長に言葉を返すわけではございませんけども、人口増と住宅政策というのは表裏一体じゃないかなと思ってちょっと質問させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

ということで、子供が1人生まれるごとに安くしていくということで、4人生まれると1万5,000円になってしまうということも書いてございますので、今後の参考にさせていただければなと思います。

ちょっと蛇足ですけども、ここに「地方創生まちづくり大事典」というのがございまして、これ図書館にあるんですけども、これで200ぐらいのいろんなことが書いてございます。若者住宅についてもここからちょっと引用しましたので、これらも参考にさせていただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上、質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長 12番橋本善次君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番(橋本善次君) 議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました2件について質問いたします。

1件目、18歳選挙権と若年層の投票率向上に向けて。

昨年7月10日投票の第24回参議院議員選挙から18歳選挙権のもと、施行されました。

若者の政治や選挙への関心、知識の高まりに期待が寄せられました。

三春町選挙管理委員会では、田村高校に県内初の期日前投票所を2日間開設し、高校生十数人の新有権者のうち4人の生徒が投票されました。三春町選挙管理委員会は、田村高校での主権者教育にも力を入れ、また、期日前投票の立会人の公募を実施するなど、大変注目を浴び、ほかの自治体の視察研修も受け入れました。これらの活動が高く評価され、昨年末には総務大臣表彰、福島県選挙管理委員長表彰を受賞されました。まことに喜ばしい限りであります。

一方で、全国的に投票率の長期低落傾向が続いており、投票率が30%台の各地の選挙結果が報道されております。私が選挙権を得た翌年、昭和46年9月22日の三春町議会議員選挙の投票率は94.6%でありましたが、前回平成27年9月13日の三春町議会議員選挙は、町長選挙とのダブル選挙戦でありながら67.6%でありました。私たちにとって最も身近な選挙でも、ここ40年余りで投票率が30%低落し、実に3人に1人は選挙に行かないというのが現状であります。

福島県知事選挙では、平成22年が43.7%、前回平成26年10月が50.58%という数字が残っております。投票率の極端な低下は民主主義の根幹を揺るがす問題につながります。来年は福島県知事選挙、あわせて福島県議会議員・田村市田村郡選挙区の補欠選挙があり、衆議院の解散総選挙がいつあってもおかしくない時期を迎えています。若年層の皆さんが政治・選挙に関心を持っていただき、実際の選挙に携わってもらい、投票率の向上につなげたいと思い、次の質問をいたします。

(1) 前回の参議院議員選挙の10代有権者の投票率はどのくらいだったのでしょうか。

(2) 次の選挙でも田村高校に期日前投票所を開設されますか。

3、学校の主権者教育にどのようにかかわっていかれますか。

4、最近の選挙の20代有権者の投票率はどのくらいでしょうか。

5、若年層への選挙啓発・広報はどのようにされていますか、お伺いいたします。

6に入る前に、ここでほかの自治体の取組の事例を紹介いたします。長野県高森町の取組であります。

高森町は、長野県の南西部飯田市に隣接する人口約1万3,000人の町であります。この町では、昨年の参議院議員選挙に当たり、高校生グループからの申し出があり、選挙への理解を深めてもらうため、町では当日限りの臨時職員として高校生を採用しました。当日は、夕方に町内の開票所に集まってもらい、作業の説明を受けた後、町職員が付き添い投票用紙の仕分け作業に当たりました。

当然18歳未満の高校生もおりますので、午後10時には作業を終わってもらったとのことあります。高校生からは、選挙の仕組みを直接勉強でき、見識が広がったとの好評であったとのことあります。

三春町であれば、田村高校生に限らず町外に通学する高校生もつくれることができます。高校生や新成人の方、学校の保護者会の方や若い消防団員などに投票立会人、または開票作業に参加してもらってはどうかと思い、お伺いをいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 第1の質問にお答えいたします。

1点目の前回の参議院議員通常選挙の10代有権者の投票率につきましては、当町における10代の投票率は46.76%でありました。

2点目の次の選挙でも田村高校へ期日前投票所を開設するののかというご質問につきましては、今後も引き続き設置する考えであります。

3点目の学校の主権者教育にどのようにかかわっていくのかにつきましては、まず、これまでの取組といたしまして、町内小中学校の児童生徒を対象に選挙書道展を開催し、「まほらホール」に展示を行って参りました。また、町内中学校における生徒会選挙等へ、町の投票箱、記載台を貸し出し、実際の投票の雰囲気を経験していただく取組を行って参りました。

新たな取組といたしましては、昨年度から選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、町内の生徒が進学する確率が高い、田村高等学校にご協力をお願いし、全校生を対象とした主権者教育の授業への参加をさせていただき、選挙制度の説明や投票率向上のための啓発活動を行いました。また、3年生を対象に模擬投票を実施し、実際の選挙と同様の体験を行っていただいたところであります。

4点目の最近の選挙の20代有権者の投票率につきましては、昨年7月に執行された参院選については、当町における20代の投票率は39.65%、一昨年の町長・町議選においては、39.77%でありました。

5点目の若年層への選挙啓発・広報はどのように行っているのかにつきましては、先ほどの学校における主権者教育等のほか、選挙時においては、町内幼稚園、保育所に「ぬりえ」を配布して幼少期から選挙という言葉になれ親しんでいただくとともに、あわせて子育て世代をはじめとする保護者の皆様への啓発も行っているところでございます。

また、一斉啓発日においては、若年層に啓発できる場所を選んで実施しております。

6点目の高校生・若者（新成人など）に投票立会人・開票作業に参加してもらってはどうかにつきましては、これまでも、広く町民の皆様に関心を持っていただけるよう、投票立会人の公募を行っており、特に若い方の積極的な参加をお願いしているところであり、今後も若年層の参加について、啓発・広報を行って参りたいと考えております。

なお、投票立会人につきましては、有権者から選任することになっており、対象となる高校生は限られます。

開票作業につきましては、開票事務になれていない高校生などが従事する場合、町の職員が補助につくなどして、適正な開票事務の遂行を図らなければならず、人員の増、予算増、時間の延長などが予想されます。また、労働基準法により「18歳未満は午後10時以降は使用してはならない」ことになっており、対象となる高校生は限定されてしまいます。

以上のことなどから、現時点において開票作業に高校生に参加していただく考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君。

○12番（橋本善次君） 1点だけお聞かせください。

昨年の参議院議員選挙の立会人を公募したと思いますけれども、公募の状況ですね、特に若い人の応募があったのかどうか、そして、これから若年層の方々の立会人を増やすため、選挙への関心を高めてもらうために、立会人として参加もらうために具体的にどのような方策をとられるか、お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 昨年の参議院選における投票立会人の応募状況でございますが、期日前13



人、当日3人の延べ16人に立ち会い投票を行っていただきました。

内訳といたしましては、20代の方が1名、40代の方が2名、50代の方が3名、60代の方が7名、70代の方が2名となっております。立会人につきましては、選挙権を有する方でないといけないものですから、高校生の場合かなり限定されてしまいます。

ただ、広報等になるべく若い方の参加をお願いしますということで募集はしております、引き続きそのような形でやる予定でもありますし、毎年、田村高校のほうにも模擬投票という形で啓発活動はさせていただくということで進めていきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○12番(橋本善次君) 2件目についてお伺いをいたします。子育て支援課についてであります。

子育て支援課が開設され半年になります。この間、ワンストップのサービスを目指すとともに、地域子育て支援センターの相談業務の強化・拡充を図るなど、子育て世代の評価も高いと聞いております。

一方で、課長ポストが一つ増えて役場職員にとってはいいことだろうけれども、町民にとってはどうなのか。また、人口減少・超高齢化・少子化の中で町が進めてきた行財政改革に逆行するのではないかと声もあります。

半年が経過する中で、日々の業務を検証して、また地域子育て支援センターの相談内容も加味しながら、見えてきた課題あるいはこれからの課題について、新年度に向けて新しい取組を検討しなければならないと思います。

せっかく新しい課ができたわけでありますから、新年度目玉政策を町民に示すべきではないかと思えます。保育料や給食費など大きな財源が必要な政策もありますが、また単にばらまきの政策であってはならないのは言うまでもありません。

三春町に住んでもらって三春で子供を産んでもらい、三春で子育てをして、三春で教育を受けてもらうために子育て支援課には大きな役割を担ってもらわなければならないと思い、次の質問をいたします。

- 1、効率的な行政運営になっているか。
- 2、想定した成果は得られているか。
- 3、町民サービスは向上したか。
- 4、課題、今後の取組みについてお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 ご質問にお答えいたします。

子育て支援課は、今まで各課にまたがっていた子育て支援事業と幼稚園・保育所に関する事業を集約し、子育てサービスのワンストップ化の体制整備を図るため、本年4月に新設されました。

1点目のご質問についてですが、課がスタートして半年が経過し、サービスのワンストップはもとより子育て世代への経済的支援、相談事業の充実と効率的な運営が図られていると考えております。

2点目のご質問については、利用者のワンストップサービスが図られ、子育て支援事業が目的どおり進められており、一定の成果は得られていると考えております。

また、保健センター2階への開設により、保健福祉課との連携強化が図られるなど、当初の想定どおりと考えております。

3点目のご質問ですが、各課ごとに申請や相談という形であるものが、子育て支援課のみで対応が可能になったこと、さらには子育て支援センターを旧中央児童館に移設し、午前・午後と開所時間を拡充し、保育士3人での相談支援体制の強化を図るなど、町民サービスは向上していると考えております。

4点目のご質問についてですが、現在は、既存の子育て支援事業を着実に遂行している状況でございます。

今後の取組については、他市町村の子育て支援策も参考にしながら、将来新たな政策についての可能性について町内部でも検討を始めているところでございます。

なお、子育て支援課の周知にも万全を期すとともに、町民ニーズに耳を傾け、子育て世代に寄り添った切れ目のない支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 午前中の一般質問はこれで打ち切ります。休憩といたします。再開は、午後1時再開を行いますので、傍聴者の皆様方、午後もお時間ございましたら、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

……………・・ 休 憩 ……………

(休憩 午前11時49分)

<休 憩>

(再開 午後 0時59分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 再開前にご報告を申し上げます。7番佐藤一八議員から、一身上の都合により途中退席をするという届け出がございました。

それから、読売新聞社郡山支局長さんのほうから、議場の撮影の申し入れがありました。議長のほうで許可をいたしましたので、ご了解をお願いしたいと思います。

それでは、休憩を閉じて一般質問を再開いたします。

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しておきました2点についてご質問いたします。

まず、第1点、精神疾患を持つ方々への支援についてです。

厚生労働省は、統合失調症などで精神科に長期入院する患者さんを2020年までに全国で3万9,000人減らす目標を決めました。日本の精神科医療の背景に、欧米諸国から50年もおくれ、誤った視点での隔離・排除政策がありました。このため、1年以上の長期入院患者数は、国際的にも高水準で、2014年現在18万5,000人以上に上ります。少人数で生活するグループホームなどを整備し、地域社会で暮らせる人を増やす方針であります、三春町では、この方針に対応する施策があるのか伺いたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 1番目のご質問に、お答えいたします。

現在、国においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」との基本方針に基づきまして、退院可能な精神科病院への長期入院患者さんに対して退院促進、地域移行が進められております。

三春町におきましては、平成29年8月末時点で268名の方々が、自立支援医療サービスにより、自宅から精神通院されている一方、精神科に1年以上長期に入院されている患者さんの数は、町が把握しております国民健康保険加入者の中で9名となっております。

これまで、医学的な治療を終えて、退院が可能な方につきましては、医師や看護師をはじめ、町保健師、障がい福祉サービスに係る相談支援専門員など関係者による調整会議を開催し、在宅生活をする上で必要なサービスの利用調整を行い、地域移行を図ってきております。

しかし、入院が長期化している方々の中には、住まいの場など支援体制等が整えば退院可能な方もいると考えられますので、現在進めております第5期三春町障がい福祉計画策定のためのアンケート調査の結果などを踏まえ、グループホームなどの必要なサービス確保のための支援に努めて参りたいと考えております。

なお、必要なサービスの全てを三春町内で確保することが困難な場合も想定されます。県中地域3市5町3村で構成する県中障がい福祉圏域において、必要な支援体制の整備が図られるよう、引き続き県とも連携して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 三春町内では、精神障がい者が受けられるデイサービス、訪問看護などの利用できる施設はあるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

町内で利用できるデイサービスといいますか、障がい者の方が利用できる通所の施設、それから、精神患者さんが利用できます訪問看護ステーションは、町内三春訪問看護ステーション、しゃくなげ訪問看護ステーションとございます。また、新たに町内に精神科に特化した訪問看護ステーションの開設も計画されているところであります。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 国の方針では、2020年を一区切りとしております県中地域での支援体制の整備はもちろんです、田村広域や三春町内でのグループホームの設立検討を早期に取り組むべきと考えますが、いつごろまでにという提起ができないのか伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

グループホームの整備の時期についてということのご質問でございますが、最初の答弁で申し上げましたように、現在アンケート調査等の結果を待っているところでございますので、そちらも含めまして、総合的に検討していくような形に進めていきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 第2の質問をいたします。

孤独死の予防について伺います。

今年7月に、町内で、死後2週間ぐらいで見つかるという痛ましい事件がありました。本当に残念なことです。ご本人はもちろんですが、親戚の方々やその地域の方々は大変悔しく悲しい思いをされたに違いありません。ニッセイの基礎研究所の調査によりますと、全国で孤独死される方は年間3万人、単独者が孤独死しているとみられています。その予備軍は1,000万人いるということです。私たちの誰もが孤独死の予備軍となるわけですが、私たちが孤独死しないために、町はどのような対策を行っていくのか伺いたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 2番目のご質問にお答えいたします。

近年、親族、地域社会、会社などとの濃密な人間関係が希薄化し、孤独死が社会問題となっております。

残念ながら、三春町におきましても、昨年度は1件、今年度に入り3件の孤独死がありました。

民生委員さんの活動のほか、新聞・郵便配達事業者などによる見守り活動など支援体制も幾つか整いつつありますが、よりきめの細かい対応のためには、個人が暮らす地域、福祉制度で支援する民生委員、さらには見守り活動協力事業所を横断的につなぎ、緊急的対応や定期的な対応の支援体制を充実させることが必要と考えております。

地域の皆様には、日ごろの声かけなど、引き続き見守りをお願いしながら、町、社会福祉協議会及び民生委員さんにおいては、情報交換の密度を増やして、予兆を早期に捉えることができるよう、また、速やかな対応ができるよう、役割分担や定期的な安否確認の体制を充実して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 町からいただいた資料によりますと、町内で孤独死された方は、平成25年、26年はゼロ人、平成27年、28年はお一人、ことしに入って3人と急激に増えている状況のようであります。

三春町の人口ビジョンによりますと、2040年には人口が1万2,236人となり、うち老年人口43%になります。生産年齢の方1人が老年の方1人を支えることになります。私も支えてもらう側に入りますが、少子高齢化の波が大きく押し寄せているのが現状と思われます。孤独死される方をなくすためにも、地域づくり、まちづくりが大変重要なことと考えます。地域包括ケアの体制づくりがまさに急がれている状況と考えますが、今の時点での町の取組状況をお聞かせ願えればと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 現在の地域包括ケアシステムへの取組の状況というお尋ねについてと思いますが、お答えしたいと思います。

地域包括ケアシステムといいますのは、今お話しのとおり、町ぐるみでいろいろな形で見守りをし、問題を早期発見し、専門的な支援につなげたり、解決につなげていきたいと思います。そういったまちづくりを進めていく取組と考えております。

町では、地域包括支援センターを中心としまして、町内の医療機関や、先ほど申し上げました民生児童委員などの関係組織、それから、町内事業所と連携を深める活動をしております。さらに、今後ますます地域を拠点としたそういう見守りのネットワークづくりを考えていくところであると考えております。

町としましては、そうした関係団体、それから地域の各組織と、さらに問題を共有して解決策に取り組んで参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。  
(ありませんの声あり)

○議長 6番鈴木利一君、質問席に登壇願います。  
第1の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) さきに通告してあります3点についてお伺いしたいと思います。  
まず1点目ですが、出会いの場創出事業として行っている「三春k o n (みーこん)」についてであります。

現在、どの市町村でも人口減少で頭を痛めているわけではありますが、三春町では、若者の出会いの場を提供する取組として「三春k o n (みーこん)」を開催し、人口減少に歯どめをかける取組を行っているわけですが、その取組で、1、今までの参加者等の実績はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

2つ目、晩婚化と言われている現在、参加年齢を20歳から45歳としているのはなぜか伺いたいと思います。

3点目、男性参加者の居住地等の制限をしているのはなぜか伺いたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。  
伊藤総務課長。

○総務課長 1点目の質問にお答えいたします。

平成26年度から実施しております「三春k o n (みーこん)」の実績についてですが、平成26年度から平成28年度の3年間で、男性65名、女性61名、合計126名の方にご参加いただき、そのうちカップル成立は11組となっております。

また、平成24年度以前に実施しておりました「ラブラブ・ハッピープロジェクト」におきましては、平成20年度から平成24年度の5年間で、男性127名、女性78名、合計205名の方にご参加いただき、平成24年度からマッチングを実施し、2組がカップル成立となっております。

2点目の質問についてですが、晩婚化と言われている状況や他自治体で実施しているイベント参加の条件を参考に、年齢要件を設定しております。

3点目の質問についてですが、まず女性参加者について、希望者が少ない傾向があり、参加者の確保を図るため、居住地等の制限は設けておりません。

一方、本事業が出会いの場を提供することにより、町の活性化や振興につなげていくことを目的としているため、女性参加者に居住地等の制限を設けないかわりに、男性参加者に三春町在住者または町内事業所に勤務している方という条件をつけさせていただいているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。  
鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 平成24年度まで行っていた「ラブラブ・ハッピープロジェクト」

では2組、そして、26年度から3年間で11組のカップルが成立したということなんです  
が、カップルですんで、その出会いの場での、その場でのカップルだと思うんですね。そ  
れで、この11組のうち結婚まで至ったのは何組あるのか、まずお伺いしたいと思います。

それと、年齢制限で20歳から45歳ということで、かなり幅広い年齢で参加を募集して  
いるわけですが、普通に考えて、20歳の方と45歳の方がカップルになるということはほ  
とんど少ないというふうに考えるわけです。ということで、まだまだ45歳過ぎても結婚を  
望んでいる男女というのはかなりあると思います。

そういった中で、例えばですが、20代、30代でこのイベントを行う。そして、40代、  
50代で行うというような、ある程度年齢層をそんなに幅広くしないでやってはどうか  
なと思うんですが、その考えはあるのか伺いたいと思います。

それと、福島県では、マッチングシステムの導入ということで、かなり福島県でもてこ  
入れをしているわけです。そして、世話役人制度ということで、これも世話役人をお願い  
して取り組んでいると。この世話役人には三春の方も1名登録しているということなん  
ですが、そういったちょっと細かい取組をしてはどうかというふうに思います。

また、二本松では、結婚お世話役として市民の方25名に委嘱をして情報収集や相談、  
紹介なども行っているわけです。ただ単に、業者にイベントの開催をお願いするだけ  
ではなくて、そうした細かい取組も必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょう  
か。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 再質問の件ですが、第1点目の結婚までいったカップルということですが、  
うちのほうで把握しているところで、2組は結婚までされたということでございます。

それから、年齢の件ですが、議員さんご指摘のとおり、次回以降、もうちょっと年齢幅  
を狭めてというか、先ほどのご提案のような形で考えてやってみたいとは思って  
おります。

それから、仲人的な感じのという形だと思うんですけども、そちらについては、まだ  
来年度以降も「三春k o n (みーこん)」みたいな形を今のところ検討しているもの  
ですから、そちらで、もうちょっと条件をいろいろできないか、先ほどの年齢の  
件とこれからの「三春k o n (みーこん)」のあり方について考えていきたい  
と思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 来年度以降もこういった形で進めたいということなんです  
が、確かに、以前よりは増えて11組がカップリングした、そして2組が結婚した  
ということで、少しは実績は上がっているのかなというふうには思うんですが、  
もっと人口減少に歯どめをかけるという意味では、もう少しちょっと細かい  
運動、取組が必要じゃないかというふうに思うんです。

先ほども言ったように、市民の方に委嘱をして仲介をお願いする、情報収集  
をお願いするというふうなところで、もっと、業者にイベントを開催する  
だけでなく、もう一声、一歩進んだ取組が必要ではないか。それが数字  
として少しずつ出てくるんじゃないかなというふうには思うんですが、  
いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 「三春k o n (みーこん)」も今後検討いたしますが、た  
だいまのご意見も酌

みいれて検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) 2点目の質問ですが、町内の各施設と連携した街なか観光についてであります。

先日、新聞報道で、コミュタン福島が開所から1年1カ月で来場者が10万人を達成したという報道がありました。コミュタン福島は、体験型の展示で、放射線や原発事故の復興の歩みを学ぶことができる施設であります。県内の小学4年生の児童が全員学習に訪れるというふう聞いております。非常に期待をしているわけであります。

そこで、1点目、環境創造センター(コミュタン福島)へ4月から無料の町営バスを運行していますが、利用者はどのくらいいるのか伺いたいと思います。

2点目、コミュタン福島や福島ガイナックスと連携した街なか観光を進めようとしていますが、現在の取組状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 第2の質問にお答えいたします。

まず、町営バスについてでございますが、ことし4月1日より、三春駅を発着点とした「三春の里コース」を運行しております。この路線は、町中心部を通り、環境創造センター、福島ガイナックス、三春の里を経由し、1日4便、日曜・祝日も運行をしております。おただしのとおり、環境創造センターで乗降される方、こちらにつきましては、バス料金を無料としております。

この路線の利用人数でございますが、4月から7月まで4カ月間で、延べ1,255人となっております。そのうち、環境創造センターでは、598人がご利用をされております。

次に、各施設との連携による街なか観光についてでございますが、現在は、各施設が独自に催し等の企画運営を行っており、旧桜中学校内の観光協会や、環境創造センター内の売店におきまして、それぞれ、街なかの観光情報の発信を行っている状況でございます。

今後の取組といたしましては、現在、情報発信拠点として整備を進めております北町の蔵の一部につきまして、福島ガイナックスのサテライトスタジオを誘致すべく協議を行っており、街なかとの連携についても、各施設と協議を進めて参りたいと考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 協議を進めていくということなんですが、町内には神社やお寺、たくさん名所旧跡があると思います。そういった中で、こういった街なかの観光ということで、モデルコース、例えば町内にはこんな神社がありますよ、コースはこうですよ、みたいなモデルコースを提案して、各学校に、この町内においていただくというふうな取組は必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 神社仏閣が多い三春町の中でモデルコース、こういったもののご提案でございます。

実は、ご承知のとおり、今現在も、例えば三春まちづくり公社のほうで行っております「三春数珠巡り」、これは、まさしく町内の10カ寺のお寺をめぐるというモデルコースを設定したのになってございます。また、神社が主になって参りますが、まちなか寺子屋ということで、和算を通じました取組も現在行われております。

議員おただしのとおり、今後も、こういった街なかの資源を十二分に活用した新しい観光商品、そういったものの開発にも努めていければというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) 3点目ですが、庁内において聴覚障がい者に対しての窓口の対応についてであります。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されているわけでありまして。この中で、国や都道府県、市町村では、差別的取り扱いの禁止がうたわれています。行政機関では法的義務を、そして、事業者には努力義務となっているわけでありまして。障がいのある人もない人も同じように社会参加が行われなければなりません。

そうした中で、聴覚者障がい者に対する取組として、手話奉仕員や手話通訳者が少ない中で、庁内でそれを補完する取組をどのようにしているのか伺いたいと思います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 第3の質問についてお答えいたします。

現在、町職員については、手話対応ができる者が少数であります。また、手話奉仕員養成講座を受講中の職員もおります。

聴力障がい者の来庁時に、それらの職員による対応が困難な場合、相談や手続などに複雑な内容を含む場合には、筆談による対応を行っております。

なお、保健福祉課においては、ことし4月から窓口に合理的配慮の試みとして、筆談用のホワイトボードを設置し、来庁者が利用しやすいように案内を表示しているところでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 保健福祉課にはホワイトボードを設置したということでありまして。ことしの4月から、タブレットを使った手話通訳が認められるようになっております。これは、手話は非常に難しく、手だけじゃなくて顔の表情も含めてやるものですから、タブレットでは十分な意思疎通ができないという反面、筆談用にもタブレットが使われるということで、これも一つの方法かなというふうに思います。

また、とりあえずホワイトボードということなんですが、保健福祉課ばかりじゃなくて、聴覚障がい者の方はいろんな課に訪れると思うんです、仕事なり自分の用事なりで。そういった場合にも、庁内の全ての箇所に、とりあえずホワイトボードを設置してはどうかというふうに思います。

また、町の出先機関、例えば公民館なり、そういった場所にもそういった設置が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。



○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 ホワイトボードの設置については、一気にというわけにもいかないんですが、増やしていきたいという考えは持っております。

以上です。

タブレットについては、現在のところ、まだその考えはありません。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） ホワイトボードの設置、できるだけ早くみたいな言い方だったんですが、来庁者は待ってくれません。本当に必要になってくるわけですから、金額的にもホワイトボードですんで、例えば1,000円とか2,000円ぐらいかなというふうには思うんですが、これは、早急に、とにかく設置をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 なるべく早く設置できるようにさせていただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 8番渡辺正久君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○8番（渡辺正久君） 議長のお許しをいただきましたので、私からは2件について端的に質問をさせていただきます。

1件目は、我が町の農業再生についてお尋ねをいたします。

現在、我が町において、農地中間管理機構事業、通称農地集約バンクが活用されておるのか、お尋ねをいたします。

2、集落営農推進の現況をお聞かせください。

3、農地の荒廃を防ぐために、町はどのような対策を推し進めておるのか、お尋ねをいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

1点目の農地中間管理事業についてであります。平成26年度に事業が創設され3年が経過しておりますが、三春町での貸付実績は、現在までありません。

農地中間管理事業の推進には、地域農業の将来像を描き農地集積の基礎となる「人・農地プラン」に基づく利用調整が基本であることから、地域での話し合いなどに積極的に参画し、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、事業の周知、活用促進を図って参ります。

2点目の集落営農推進の現況についてであります。農業経営の効率的推進には、集落営農は、非常に重要であり、中山間地域等直接支払制度の取組組織を中心に、地域での話し合いが行われ、昨年12月に平沢2区と貝山地区において「人・農地プラン」が策定され、集落営農に取り組んでおります。

平沢2区では、集落営農を推進するため、農業経営の組織化を検討中であり、貝山地区では、農作業受託組織である「貝山営農組合」が、今年7月に法人化され、農作業の合理化と

生産性の向上に取り組んでおります。

町としましては、この2地区をモデル地区として、他地区での集落営農に向けた取組を引き続き推進して参ります。

3点目の荒廃農地の防止対策についてであります。農地は、農業生産の最も基礎的な資源であるばかりでなく、洪水調整機能など公益的機能や豊かな農村景観形成など、既存集落等の安全・安心の確保や田園環境の保全など、まちづくりを支える上で重要な役割も担っていることから、多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度の取組を引き続き推進し、耕作放棄地の発生防止に努めて参ります。

なお、三春ダム周辺では、平成14年から耕作放棄地解消を目的にブルーベリーの栽培が始まり、年々栽培面積が増え、現在、4カ所の摘み取り農園が開園しております。三春町がブルーベリーの里としても知名度が向上し、地域の活性化にもつながっておりますので、町内でのブルーベリーの栽培を推進して参ります。

また、昨年から実証栽培を行ってきました大豆栽培については、機械体系の構築により、栽培面積の拡大が見込めるため、普及所、農協などと連携し、生産された大豆の地産地消の取組も含めて、大豆栽培の推進を図り、耕作放棄地解消に取り組んで参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 1点目ではありますが、今のところ貸し出しの実績はないということではありますが、貸し手の登録は現在ないのでしょうか。あわせて、この事業そのものがなかなか十分理解されていないのではないかと思います。

また、我が町は山間地でもありますので、なかなか農地の集積が難しいのではないかとともに思います。

現在、まだ利用実績がない原因をどこにあるとお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

2点目でございますけども、我々の世代は、兼業と申しまして農業を主とした、俗に言われます第1種兼業が多かったわけでございますが、現在は勤めを中心とした第2種兼業が大半だと思います。そういう中で農業を維持していくためには、大なり小なり協働化が求められているのではないかと思います。

先ほどありました、現在取り組んでいる2地区のほかに関心を持っておる地区はないのか、お聞きしたいと思います。

3点目でございますけども、現在、大豆の栽培を奨励して行っているということでございます。そういう中で、機械体系が構築されたとのことでございますけども、もう少し内容をお聞かせいただきたいと思っております。

また、これらは、私の地区、先ほどありました平沢2区でありますけども、平成27年の11月に「人と農地に関する実態調査」が行われました。農家40軒に対してアンケートをとったわけなんですけど、そのうち39軒が回答をしていただきました。その中で、水田と畑の現在の耕作状況と5年後の耕作計画を見ますと、現在、水田の78.5%が耕作されております。畑は42.1%が耕作されているということでございます。

それで、5年後といいますと、これ27年ですから約3年後ですね、3年後はどうかと申しますと、水田で56.5%が耕作される。畑におきましては、耕作されるが大幅に減少いたしまして、耕作されないが68%に及ぶとの結果が出ております。町内どこの地区でも似たようなものではないかと推測がされます。畑の荒廃が急速に進んでいくわけでございます。

そこで、広く農地を活用するには、酪農や和牛の繁殖など畜産が盛んになればいいのでは

ないかというふうに考えております。それで、現在の状況はいかかなもののでしょうか。

また、これからは、これらにどのように力を入れていくつもりがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 まず、1点目の農地中間管理事業についての貸し手の登録、それから、制度が進まない原因ということのおただしでございますが、貸し手の登録については、実際登録をする方はいらっしゃいますが、この制度の一番の肝といいますか、重要なポイントは、いわゆるその土地を借りて農業をされる方、これをどうするかというのが一番の問題になって参ります。

今のこの制度が進まない要因として、先ほど議員からもご指摘ございました中山間地域の中での条件不利というのももちろんございます。やはり、それ以上に、受け手側、つまり土地を利用する方がどういう農業経営をやるか、それをつくっていくというのが一番のポイントになってくるかと思っております。これらが進まないのは、やはり、これらが一番ポイントになりますので、そこを改善するというのが一番の制度の推進につながると思っております。

そのためにも、先ほどと繰り返しになりますが、やはり「人・農地プラン」といった地域の今後の農業のあり方というのを地域の中で描いていただいた上で、どういう、その地域の農地を活用していくかというのが重要なことになって参ると思っております。

それから、2点目の集落営農の他地区の状況というふうなおただしでございました。

平沢2区、それから貝山地区につきましては、「人・農地プラン」というものをつくりながら集落営農を進めていただいているところでございますが、それ以外の動きとしまして、今現在、町内でございますのは、例えば込木地区あるいは沢石地区におきましても、現在、中山間の制度、それを利用した取組の中で、例えば、園芸作物等の取組についても行っている事例もございまして、こういった中で利用組合を設定をしたり、法人化の議論をしたりというようなことがお話し合いとして行われている状況でございますので、町といたしましても、こういった地区にも出向いて積極的な地域の皆さんとの意見交換を進めていきたいというふうに考えております。

3点目の大豆の栽培の詳細をというふうなご質問でございました。

昨年度、28年度に実証栽培ということで、過足地内の町有地1.1ヘクタールで試験栽培を行いました。収量は約2,000キロ、選別後の調整で1,200キロ程度の収量がございましたが、初年度ということもございまして思うような収量は上がらなかったというのが現状でございました。

ことしの取組でございまして、町内の中郷地区、それから沢石地区におきまして、現在の作付実績面積で両方合わせまして8.5ヘクタール程度栽培を行っている状況でございます。

現在までのところ、生育状況は、昨年と比べますと、格段によい状況が確認されております。11月ごろの収穫に向けてどのぐらいの収量ができるのか、ちょっと楽しみな状況ということでございます。

それから、4番目の畜産が重要ではというふうなご質問でございます。おっしゃるとおり、三春町は、以前より耕畜連携ということで農業に取り組んできたという実績がございます。

しかしながら、ご承知のとおり、畜産農家の高齢化というのもございまして、現在は畜産

農家数が減っているというのが現状でございます。震災の前に、放牧というふうな事業にも町としては取組を行った経緯もございます。

残念ながら、震災後につきましては、なかなか放牧というのも進んでない状況ではございますが、やはり、畑を有効に活用する一つ的手段としては、この畜産、非常に有効でございますので、現在取り組んでいらっしゃる農家の皆さん方の支援とあわせながら、引き続き検討を進めていきたいと考えてございますので、ご了解をお願いします。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 1点目は、集落営農の推進について再々質問をいたします。

私たちの区でも、先ほど話がありましたように、数年前から法人化ができないかというようなことで検討・協議を進めてきております。それで、ことし、水田に限定して参加要望を取りまとめるなどしておりますけれども、各農家それぞれ経営形態が本当に異なりますので、なかなか取りまとめ、実施に苦慮しているところでございます。

今後は、先ほどありました模索している地区も含めまして、連携して取り組むことが重要ではないかと思っております。また、それらが一步前に進めるきっかけになるのではないかとも思っています。どうか、ぜひ、そのような機会を設けていただきたいと、何か協議会みたいなのを設立いたしまして、連携して、いろいろと考えていくというようなことを進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、3点目なんですけども、私事ではありますけども、私も加工トマトを少し栽培しているわけなんですけど、やはり、高齢化で年々耕作者が減ってはきております。そういう中で、ことし、一つの企業さんが、中郷におきまして、栽培に参加してくれたんです。私は、大変これ、企業が参入してくれることはありがたいことだなと思って、今おるところでございます。

そういうことで、なかなか、この農地集積バンクの利用というようなことが難しい中ではありますけども、今後も、企業によく理解をしていただいて、町内の事業者さんでもいいですから、関心を持っていただけるように、そちら方面へのPRにも力を入れていただきたいなど、そういうふうな地道な活動が、やがては実を結んでいくのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 1点目の各地域での取組に対してでございます。

重ねてになりますが、先ほど申し上げました地区ももちろんでございますし、それ以外の地区につきましても、町としましても積極的に地域とのお話し合い、これを進めさせていただきながら、ご相談を受けながら、いろいろな助言のできる場所は助言をして参りたい、ぜひ、そういうお話し合いを進めていきたいと考えております。

2つ目の企業参入のPRというようなご意見でございました。

これからの農業について、その企業の役割というのも重要になって参るかと思っております。ご意見を十分に参考にしながら取り組んで参りたいというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○8番(渡辺正久君) 2件目の質問に移ります。

企業の誘致に関してお尋ねをいたします。

- 1、企業誘致に対する基本姿勢に変わりはないのか、お聞きいたします。
- 2、工場跡地のあっせんに進展があったのか、お尋ねをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

まず、企業誘致に対する考え方ではありますが、現在は、空き工場のあっせん・紹介との方針に変わりはありませんが、企業の動向、経済状況等を常に注視しながら、必要に応じて、工業団地の可能性調査についても、検討して参りたいと考えております。

次に、空き工場のあっせんについてであります。1つの空き工場につきましては、企業からの引き合いがあり、来年度操業を見据え、用地取得に向けて交渉中との情報を得ております。今後も、企業、関係機関等からの情報収集に努め、企業誘致に取り組んで参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 1点目でありますけれども、現在、方針に変わりはないということですが、用地造成には、計画から完成まで少なくとも3年から4年かかるとお聞きをしております。1工場の跡地を除きまして、現状では、これから先、少なくとも4、5年は用地のない状態と申しますか、企業誘致ができないのではないかと心配するところですが、いかがでしょうか。

2点目でございますけれども、現在有力な交渉相手がおるということですが、以前にお聞きしました企業と同じ企業さんなのか、また、違う企業さんなのか、お聞きをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 1点目の工業団地の計画造成に3、4年ぐらいかかると。それまでの間は団地がないので、企業誘致に支障が出るのではないかとというようなおたがしでございます。

田村西部工業団地が無事に完売をいたしました。現在、三春町には分譲のできる新規の住宅というのはない状況ではございます。先ほどの基本的な考え方でお話し申し上げましたように、当面、現在、空き工場のあっせん・紹介というふうなことで進めて参りたいと考えておりますが、当然、今後の経済状況あるいは企業の動向というのは十分に注視をしていかなければならないと思っております。

あわせて、三春町を含めましたこの県中管内、あるいは、近隣の三春町から、例えば1時間で通勤が可能なエリアでの工業団地の現在の造成あるいは分譲状況、そういったものも十分考慮していかなければならないというふうに考えております。それらを総合的に勘案しながら企業誘致に取り組んで参りたいと考えております。

それから、2つ目の空き工場の今現在の引き合いの件でございますが、具体的な企業様名については申し上げることはできません。

ただ、先ほども申しましたとおり、企業様については、来年度、できれば操業をしたいということで、国の津波原子力災害の補助金、こういったものにも申請をし、できるだけ速やかに工場稼働に向けて進みたいというふうなご意向のようでございます。町としましても、できる限りの支援、行って参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 経済状況や企業の投資、企業の動向をよく見極めて、今後判断していくということでございます。また、近隣の自治体の状況も見極めていくということでございますけれども、私は、企業誘致には雇用の確保以外にも、必ず工場が来れば若い従業員の方も一緒にいらっしゃいます。そういうことで、少子化にも貢献する面もございますので、やはり、私は、切れ目なく工場誘致は進めていかななくてはならないのではないかと思えます。

また、企業も、これ、経済は生き物でございますので、以前にもありましたように、事業を集約をしたり、工場を休業したり、そういうこともございます。そういうことも踏まえますと、やはり、くどいようですけども、切れ目ない努力が必要だと思えます。

ただ、用地造成には大変な財政的リスクも背負うわけでございますので、慎重になるのは理解できますけれども、前にも私は申しましたように、新たな団地を造成するのではなくて、今ある団地近辺に2、3区画拡張して対応したらどうかと、そのようなことを検討したらどうかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 現在の工業団地周辺での拡張というの、確かに一つの計画としてあるのかなというふうに思っております。若い従業員が三春町に住めば、若い方が住めば、当然定住化にもつながります。そういう意味で、企業誘致については重要な施策だと考えております。

繰り返しになりますが、やはり、経済は生き物というようなお話もございました。そういった状況等を十分に、やはり注視をしていかなければならない。

あわせて、企業の動向はもちろんです、工業団地を計画造成する期間もさることながら、それを分譲するまでの期間、さらに分譲するまでの町の体制、それから、ノウハウも含めた職員の育成、こういったものもあわせて総合的に勘案をしていくという中で、今後の企業誘致を進めて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 1番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番(新田信二君) ただいま議長より許可がありましたので、さきに通告しております2件につきましてお伺いいたします。

初めに、8番議員と多少ダブる件がありますのでご了承願います。

一つ、耕作放棄地及び今後の農業担い手について。農業従事者の高齢化、農業後継者、担い手不足、輸入農産物増加及び米価下落等による生産意欲の低下と2011年3月の東日本大震災の影響もあり、遊休農地、荒廃農地が年々増加傾向にあります。今後の町の考え方をお伺いいたします。

一つ、遊休・荒廃農地の今後の再生、営農活動等の支援・取組をお伺いいたします。

2つ目、認定農業者、新規参入についてお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

1点目の遊休・荒廃農地の今後の再生、営農活動等の支援、取組についてであります、先ほどの8番議員への答弁と重なるところがございますが、多面的機能支払、中山間地域等直接支払制度の取組を引き続き推進し、土地利用型の作物栽培にも取り組み、耕作放棄地の拡大抑制に努めて参ります。

また、地域ぐるみで農地維持を図ることが必要であるため、地域での話し合いに積極的に参画し、地域農業の将来像である「人・農地プラン」の作成を推進し、農業経営の共同化、組織化を支援して参ります。

2点目の認定農業者、新規参入についてであります、農業の中心的担い手であり認定農業者は、現在、三春町では49経営体であり、引き続き、普及所、農協と連携し、計画的に認定農業者への誘導や農業経営改善計画作成支援、計画達成に向けたフォローアップにより、認定農業者の確保、育成を図って参ります。

新規就農者については、平成28年度に1名、今年度1名就農しており、地元農業後継者だけでなく、他地域からの新たな担い手を確保することも必要であることから、関係機関、団体で構成する「たむらの新・農業人サポート協議会」などと連携し、新規就農希望者、定年帰農者の掘り起こしを進め、就農希望者へのきめ細かな相談を行い、各種施策の活用を図りながら、担い手確保を図って参ります。

また、新たに農業に参入する企業に対しても、農業、農地に関する情報を提供し、地域と連携した円滑な農業参入を支援して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 8番議員の質問に対する回答でおおむね理解できましたけども、2点ほど質問させていただきます。

今後の遊休農地、耕作放棄地を含め、認定農業者49経営体以外、農地所有者の貸付希望者と借受希望者との調整を現在どのように取り組んでいるか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 先ほどの答弁とも若干重なって参りますが、出し手と受け手、農地をお出しする方と借り受けている方の、いわゆるマッチングと申しますか、これが、やはり一番重要であるというのは議員ご指摘のとおりでございます。

地域の中で、その地域がどんな農業をやっていくのかということにも大きくかかわって参ります。農業の場合ですと、ご承知のとおり、水路あるいは農道、こういったものは地域の中の共有の財産でございますので、それらを共同して使う地域がどういう農業をやってくるかというのが非常に重要なことになってくるかと思っております。

それらを行うためにも、それぞれの地域の中での話し合い、これを十分に進めていく必要があるのではないかと。その一つの形として、先ほど来申し上げております「人・農地プラン」というものに計画づくりが進んでいければ、その中で、誰がどの農地を出して、誰がどの農地を借りて耕作するのかというのが、話し合いが持たれていくのかなというふうに考えております。

そういった観点から、町といたしましては、地域とのお話し合いを積極的に進めながら取組を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 遊休農地、耕作放棄地の今後の再生作業、再生農地の活性化につきまして、長期化計画も検討する場所もあると思いますが、近年、震災後、住宅に隣接している場所は、ごみ捨て場や小動物のすみか等になっている地区も多いと聞いております。それぞれの問題を抱えている場所もあります。地域によっては、地権者、地域の協力で早目の取組が必要な場所があると思いますが、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 遊休農地あるいは耕作放棄地が増えて参ります。さらに、住宅地等に隣接した区域においても、そういった場所が地域の中では出てくるんだろうということだと思います。

土地の所有者の方というのは、当然、町のほうでも農家台帳等々によりまして、ある程度把握はできるわけではございますが、実際に、そこを管理されている方となると、なかなかわからないような場合も地域の中にはあるやには聞いております。

やはり、これらについても、町だけではなかなかできかねる部分も多々あるかと思っておりますので、地域の力も借りながら、一緒になって、地域の環境といいますか、農村環境といえますか、そういったものを高めていくというのが必要だと思っております。

そういう意味で、各団体であったり、あるいは、行政も含めてですが、一緒になった取組を進めていければというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○1番（新田信二君） 第2の質問に入ります。

地域環境保全につきまして。地域の環境につきましては、各地区・地域での支援活動により清掃・草刈り等が年2回（春・秋）程度で実施されているのがほとんどであります。

年々、地域の人口減少・高齢化が進み、参加者が減少傾向にあります。朝の2時間程度の合同での草刈りでは、地域によっては中途半端に終了している地域も多いと聞いています。

通学路、また高齢者等の毎日の散歩道については、各地域での草刈り以外に実施が必要であり、特に国県道、町道で交通量が多い車道につきましては、各地区・地域での対応が難しいため、今後町で実施すべきと思うが、考えをお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 第2の質問にお答えいたします。

町道の草刈りや側溝の土砂上げ等につきましては、各地区の道路愛護会と道路愛護会町道管理委託契約を結び、良好な道路環境の維持に努めているところでございます。しかしながら、おただしのとおり、地区によっては人口減少や高齢化が進んだことにより、作業の対応が難しい箇所があることは認識をしております。そのような箇所につきましては、町で直接草刈りを実施したり、業者へ委託して対応をしているところでございます。

今後も、地区で実施する草刈り以外に複数回草刈りが必要な箇所や、草刈りが困難な箇所につきましては、地区と連絡を密にしながら対応をして参りたいと考えております。

また、国道・県道の草刈りにつきましては、随時、管理者である福島県に要望して参りたいと考えてございます。

引き続き地区との協働により、道路の環境整備に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 再質問であります。

国県道、町道を含み、各地域での歩道の雑草にはかなり各地区とも悩まされています。また、冬の雪の重さで垂れ下がった竹は歩道をふさぎ、また、道路までふさぐ場所も少なくありません。

今後につきまして、毎日の生活に使用している国県道、町道、歩道等の安全最優先に考慮し、地域の声を聞きながら、四季を通じた早目の対応が町として必要に考えますが、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

緊急を要する維持管理や、あらかじめ想定できます降雪による町道に支障を来す箇所等につきましては、引き続き、各地区の区長さん方と連携を図り、速やかな対応に努めて参りたいと考えております。

また、冬の雪対策につきましては、除雪の体制同様に、現場に近い地元業者へ依頼するなど、今後も地元業者の利点、優位性、そういったものを生かした速やかな対応をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 2番本田忠良君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番(本田忠良君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しておきました2点について質問をさせていただきます。

1点目として、町立三春病院へ人口透析機器の設置についてですが、現在、日本において、人口透析患者数が30数万人と言われ、確実に年々増加傾向にあります。透析患者の高齢化、透析導入時の高齢化、さらには単身者、高齢者二人暮らしの世帯や認知症の患者もいると言われ、家族による負担も大変なものがあり、通院困難な患者の増加の中で、患者本人そして家族の負担軽減を図っていくべきと思います。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1点目、現在町内において人工透析を受けている方は、どのくらいいるのかお尋ねいたします。

2点目、1週間に2回、3回、人によっては1回の透析で4時間または5時間ぐらいかかると言われているが、町はこれらの人にとってどのような支援をしているのか、お尋ねいたします。

3点目、人工透析を受けている方は、現在、田村市または郡山市の病院に通っているが、通院時間、患者及び家族の負担軽減などを考えれば町立三春病院への人工透析機器等の設置を考えるべきと思うが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 2番議員のご質問にお答えします。

1点目のご質問ですが、現在三春町で人工透析を受けている方として、町が把握している

人数は37名であります。

2点目のご質問ですが、現在、透析を受けている方に行っている支援は大きく2点あります。1点目は、医療費の助成です。腎臓の障害で身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、本人の申請により重度医療助成事業の登録を行い、医療機関の窓口で支払う本人負担額を、請求により後日全額助成しております。また、窓口で支払う負担を軽減する制度として、三春町国保に加入する方については、「特定疾病療養受療証」を交付し、窓口負担金の上限を月1万または2万円に減額する支援をしております。

2つ目の支援は、交通費の助成であります。透析の通院に要する交通費を一部助成するもので、所得により違いがありますが、毎月5,000円を超える費用について2万5,000円を上限に助成するものです。現在16名の方々について鉄道・バス・自家用車・タクシーなどの費用について助成をしております。

3点目のご質問についてですが、町立三春病院で透析治療を行うためには、専用機器の整備や施設の増築等ハード面の整備だけではなく、安全な運営体制として、医師や看護師、医療技師などの人員確保が不可欠となっております。

町立病院の経営については、常勤医師の安定確保が課題となっている状況でありますので、現在のところ透析医療に取り組むことは難しいものと考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) ただいま三春町内には、人工透析を受けている方が37名いるという答弁でございましたが、多分、この数は、今後ますます増える傾向にあるのではないかなというふうに、私個人的には思っております。

支援の方法として、1つ目としては医療費の助成、2つ目としては交通費の助成ということですが、現在、交通費の助成を行っている方が16名の方ということですが、37名に対して16名の方ということは、あとの21名の方はどういった交通手段で通院しているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、交通費として助成する金額なんですけど、毎月5,000円を超える費用については2万5,000円の補助を出すということですが、高齢者が増える状況においては、タクシーを利用する方がかなり増えているのではないかなというふうに思います。

そういった中で、多分、郡山の方面に行きますと片道3,000円ぐらいかかるということで、往復6,000円ということになりますと、1カ月で10回行きますと6万円のタクシー代がかかるのではないかなというふうに思いますが、それでは、ちょっと町の負担が少なすぎる、患者の負担が余りにも大きすぎるのではないかなというふうに思いますが、まず、その最初2点についてお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えしたいと思います。

1点目の16名以外の方がどのような交通手段をとっているかというご質問についてでございますが、21名の細かい内訳については手元にございませんで申し上げられませんが、交通費の助成を受けていない方々につきましては、病院が行っております無料の送迎のサービスをお使いの方もおいでになります。また、介護認定等を受けられております高齢者の方などにつきましては、介護保健で受けられます通院介護という形で、介護タクシーということでご利用になっている方もおいでになるということです。

2点目の助成金額につきましてですが、身体障害手帳をお持ちの方につきましては、交通費の割引制度がございまして、そういった割引制度もさらに使った上での、実際に本人が支払っています交通費について算出して助成を行っているのが現状でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

○2番(本田忠良君) 支援の方法として、医療費の助成、そして交通費の助成ということでございますけども、これは、どちらかといえばハード面ではないかなというふうに思います。老老介護とか単身者、または、最近の医療機関側では、家族による介護が前提という認識が結構根強いところがあるのではないかなというふうに思われます。

そういったところから、家族負担の軽減も思案に入れたソフト面での支援も、いろいろ精神的なものを含めて、町として、介護というか支援をする必要があるのではないかなというふうに思いますが、町の考えとしてはどのようになるの、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 透析を受けられている患者さんの精神的な、肉体的な負担、経済的負担については多大であるというふうに理解しております。町としては、個別に訪問、相談等を受けて、個別に対応をして参りたいと考えております。

また、新たに透析を受けるような患者さんが増えないよう、そういった状態に至らないために、町としては健診や事後の指導について力を入れているところでありますので、今後もそういった両面について個別に対応を充実していきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

○2番(本田忠良君) 最初に、副町長のほうから、三春病院に対して、人工透析の機器を設置を要望するところは今のところないということでございますが、確かに、人工透析機器の設置費用、機械を含めて、例えば設備をする部屋とか、看護師さん含めお医者さんとか含めると多大な費用がかかるのは、私としても認識しているところでございますが、三春病院事業運営協議会というのがありますね。

平成29年8月31日、一昨日、三春町議会のほうからも2名新たに選任をしたところでございますが、その中に三春病院経営プランというのがありまして、その中にこういったものがうたっておりますよね。「地域住民が安心して利用できる患者中心の医療提供に努めることを基本理念とし、地域医療機関と連携しながら住民ニーズに合った最善の医療サービスを提供することをしている」ということでございますので、ぜひ、今、町民のこの透析を受けている患者の皆さんが、ぜひ三春病院に設置してほしいという、そういうニーズがありますので、機会があれば、ぜひ町からも星病院のほうに設置の要望をしていただきたいと、そのように思いますけれども、そういった考えはどのように考えているか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 機器の購入ですとか、医療スタッフの手当に大変な課題があるということをご理解いただいたことについて、大変ありがたく思っております。先ほどお話に出た運営協議会等の意見交換の場がございますので、こういったニーズがありますよということはずっと続けてお願いをしていきたいと。

ただ、現状が厳しいということだけご理解いただければ、私どもは、引き続き星総合病院などに対して、その後見込みはどうなったでしょうかとか、そういった継続的な働きかけを

することは十分可能でございますので続けて参りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○2番(本田忠良君) それでは、次の質問をさせていただきます。

2点目として、ライスレイク市との姉妹都市交流の現状と今後の課題について。

三春町は、アメリカウィスコンシン州ライスレイク市との姉妹都市を締結してから、先月8月でちょうど30年を迎えることとなりました。これは、国際的な姉妹都市交流では県内最長です。大変誇れることではないかなというふうに思います。

三春町は、昭和59年、国際化の方針を打ち出し、61年にはライスレイク市出身のジーナ・シーファーさんが英語指導助手として来庁し、彼女の積極的な働きかけで、昭和62年8月に両都市が姉妹都市となり、交流事業として相互による親善訪問団の派遣や、中学生・高校生対象のサマーキャンプを行うこととしました。

ことし3月には、ライスレイク市より三春町へ、さらに6月には、三春町からライスレイク市へ互いに親善訪問団を送り、交流を深めました。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1点目、親善訪問の派遣は、双方において、ことし行われたが、中学生・高校生のサマーキャンプの近年における現状はどのようになっているか、お尋ねいたします。

2点目、ライスレイク市との国際的な姉妹都市交流は、県内最長と言われているが、今後の課題としては何があるのか、お尋ねします。

3点目、ライスレイク市に入る国道沿いに「SISTER CITY Miharu Japan」の看板が掲げてありましたが、三春町としても姉妹都市の看板を立てるべきと思うが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 ただいまの質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の質問でございますが、これまで、教育交流の一環としまして、ライスレイク市とは相互にサマーキャンプ生の派遣を行うこととし、隔年での派遣と受け入れを実施してきたところでございます。

まず、ライスレイク市からのサマーキャンプ生の受け入れの状況でございますが、平成25年に2名の高校生とライスレイク国際交流協会理事長の受け入れを実施したところでございます。

次に、三春町からのサマーキャンプ生の派遣でございますが、平成24年に中学生8名、高校生4名、引率者3名の計15名、それから、平成26年に中学生3名、引率者4名の計7名を派遣したところでございます。平成27年度、平成28年度におきましては、双方におきまして希望者が少なく、実施には至っておりませんでした。

続きまして、2点目の質問にお答えをさせていただきます。

ライスレイク市とは、30年にわたり、お互いにホームステイなどを繰り返し、友好を深めてきたところでございますが、この間中心となって交流して参りましたのが双方の国際交流協会でございます。しかしながら、30年の歳月が流れ、会員の世代交代や会員数の減少、関心の低下などが見られ、交流が停滞気味となっております感は否めないところでございます。

おただしの課題でございますが、こうした草の根交流の中心として活躍されてきました双方の交流協会の構成員の高齢化、世代交代が進まない点などを上げることができると考えてございます。

それから、3点目でございますが、姉妹都市の看板を立てるべきというご質問でございますけれども、現時点におきましては、道路沿いに看板を立てる等の計画はございません。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) ただいまの答弁で、サマーキャンプの受け入れとして、25年に2名、派遣として、24年に中学生8名、高校生4名、計15名、26年には中学生3名、引率者4名、計7名を派遣したということでございますが、その後、27年、28年はないということですが、ことし29年もなかったのでしょうか。

それから、30年の歳月が流れ、世代交代、会員数の減少、関心の低下などが見られ停滞気味になっているということでございますが、これは、当初、これを立てたとき、三春町教育委員会は昭和59年に生涯学習の展望を策定し、国際化の方針を打ち出すということで、これがライスレイクとの姉妹交流ができたということでございますので、この、できた原点に返ってもう一度、この交流を考えるべきではないかなというふうに思いますので、その辺ちょっともう一度お尋ねしたいと思います。

それから、看板の件なんですけど、今のところ、看板を掲げる計画はないということでございますが、計画がないということで、これはお金がないのか、場所がないのか、立てる必要がないのか、その辺ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

本間生涯学習課長。

○生涯学習課長 ただいまの再質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の29年の実績はというお尋ねでございますが、これにつきましてはなかったということでご理解いただきたいと思います。これは、先方からの受け入れの年がありますので、先方側からの要望がなかったということでございます。

それから、もう一点、2点目でございますが、これは、議員おっしゃるとおり、国際化の展望に当たって立てた志を原点に戻りましてもう一度つなぎ直していきたいということを考えてございます。今回の訪問団の派遣もその一環として行ったところでございますので、そのようにご理解いただければと存じます。

それから、3点目の看板の計画でございますが、必要がないとは申し上げませんが、私どもとしましては、「ライスレイクの家」という非常にシンボリックな施設も維持管理をしているところでございますので、看板を立てるという計画自体は特に考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 3番影山初吉君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○3番（影山初吉君） さきに通告しておきました2点について質問をいたします。

まず、第1点目ですが、役場庁舎と図書館に係る複合化（合築）について伺います。

現在、町と議会側で、基本計画と基本設計に対し協議中であります。そういう中ではあります。町民の皆さんに進捗状況なども知っていただきたいという、そういう考えもあってこの質問をさせていただきます。

まず、第1点ですが、庁舎を含めた公共施設整備の基本的な考え方について伺います。

2点、基本的な考え方の一つに建設費の縮減が入っていると思いますが、庁舎は町の顔でありシンボルでもあるので、立派な建物にすべきとの声の一部にあります。どのようなスタンスで取り組むのか伺います。

3、現在、基本計画と基本設計の段階ですが、庁舎、図書館合わせて約4,000㎡あります。概算事業費はどのくらいか。また、坪単価、三春中学校は坪50万円ぐらいでできたと思いますが、坪単価はどのくらいなのでしょう。また、ランニングコストを含めどのくらい見込んでいるのか伺います。

4、現在、公共施設整備基金は約7億6,000万円ぐらいありますが、今回の事業でどのくらい取り崩す予定なのか伺います。

5、図書館建設予定地に、さわやかトイレ（平成15年2月完成、事業費約2,000万円）、また、地下式耐水性貯水槽（100トン、平成16年3月完成、事業費1,030万円）がございまして。どの施設も目的があってつくられたと思いますが、既存の施設をどのように取り扱うのか、お伺いをいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 第1の質問にお答えいたします。

1点目につきましては、平成28年度に策定した「三春町役場庁舎及び周辺関連施設整備基本構想」において、三春らしい町並み景観を創出すること、来庁者に配慮した駐車場を確保すること、施設の複合化等による建設費の縮減を図ることなどを検討対象公共施設の整備方針としており、それらが本事業における基本的な考え方でございます。

2点目につきましては、基本構想において取りまとめた「三春町役場庁舎整備方針」に基づき、防災拠点・災害対策活動拠点としての庁舎、機能的で誰もが利用しやすく、働きやすい庁舎、三春町の身の丈に合い、コスト縮減に配慮した庁舎などを目指し、華美なものは避けて安価で機能性が高い庁舎建設に取り組んで参りたいと考えております。

3点目の坪単価とランニングコストについてであります。基本構想において役場庁舎と図書館については複合施設とすることを選定し、建物の構造別に概算工事費の比較検討を行っております。庁舎及び図書館整備概算工事費の合計で約15億3,000万円から18億5,000万円と試算しており、坪単価に換算しますと約127万円から153万円となります。また、ランニングコストにつきましては、光熱水費や各種設備の保守点検費用といった主な経費に限っての数値となりますが、年額約970万円と試算しております。

4点目につきましては、耐震化されていない市町村役場の建てかえを緊急に実施するため、今年度から新設された「市町村役場機能緊急保全事業」の起債や「震災復興特別交付税」といった国からの有利な財源措置の活用を計画しております。これら以外の財源としては、公有施設整備基金や一般財源で対応することになりますが、公有施設整備基金の取り崩し額は起債額や特別交付税額によって変動することから、現時点ではどのくらい取り崩すとはお答えできませんが、役場庁舎・図書館以外の公共施設の整備や財政状況を見極めながら判断し

て参りたいと考えております。

5点目につきましては、さわやかトイレは観光客向けの公衆トイレとして、また、地下式耐水性貯水槽については桜川河川改修によって取り壊された消防堰の代替施設として建設した施設であります。新役場庁舎と図書館を複合施設として建設する際には、これらの施設が支障となることから、解体はやむを得ないと考えております。しかしながら、これまで提供してきたサービスが低下しないよう、これらの施設機能は確保できるよう検討を行って参りますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○3番(影山初吉君) 第1の質問ですが、端的に言えば、安く上げてほしい。そのようなことで、今の答弁では、縮減を目指し、また安価で取り組むよということで理解をしました。

そのように取り組んでもらいたいのですが、第1の再質問ですが、構造別で概算工事見積もりが違いますよと、これはわかります。鉄骨づくりにするか、鉄筋コンクリートにするか、木造にするか、いろんな工法で概算見積もりが違くなるというのは理解します。

しかし、三春中学校がおよそ50万円でできたと。中学校と役場庁舎は、建物は大きいけど中ががらんとしてて、つくりはそんなに変わらないと思うんです。片方は震災前だから、このくらいでできたんだよと、震災後だから、かかるんだよということだと思うんですが、公共施設はそんなに3倍も上がっているのかと、現在まで。なぜなら、今、いわゆるそこを含め、三春町内では個人住宅がどんどん建っています。仮に3倍となったとしたら、1,500万円で建てるという一般家庭の住宅が3倍だったら4,500万円、到底サラリーマンではもう払えない金額なんです。絶対そこまでは上がっていないと思うんです。

そういう中で、なぜ坪単価が最高で153万円、テレビなどで見ますと、加計学園もやっぱり坪150万円ぐらい。ところが、一級建築士などに聞きますと、いや80万円、90万円できるでしょうと。私も聞きました。地元の業者にも聞きましたが、80万円、90万円ぐらいならできるでしょうという答えであります。なぜ、ここまで公共施設は高いのか。何で業者ができると言うのに、ここまで概算見積もりではあるが、かかりますよと言いつつ、その辺、まず1点伺います。

あと2点目ですが、18億5,000万円、マックスでかかったとすれば。震災復興特別交付金、これは交付金だからいただけるものとは思いますが、これがおおよそ2億から3億だと思います、私の考えでは。

あとは、こういう施設整備基金、7億6,000万円あると言いましたが、これも3、4億取り崩したとして、あとは一般財源を入れても8億、あと18億5,000万円かかったとすれば10億は起債を起さなくてはならないと思うんです。これには、恐らく交付税措置をしますよというお金も入っていると思うんですが、これは、あくまで交付税措置をしますよと言っても、お金に色はついていないし、本当にもらえるお金なのか。そういうことをすれば、おおよそ10億の起債を起さなくてはならないということになります。

そういうことになれば、今後の将来、せつかく今、29年度末には、おおよそですが、町の借金は70億ぐらいに減ったと思います。それが、まだ大きく跳ね上がると。そうすると、これからの子供たちに大きな負担を残すということになりますので、その辺もひとつ質問させていただきます。

3番目ですが、公衆トイレと地下式耐水性貯水槽を解体はやむを得ないというような答弁であります。仮に、取り壊すとなれば、この事業のほかには解体費用、また、新たにつくる

経費が必要になります。

簡単に取り壊すと言いますが、予定と言いますが、地下式水槽は、ここに公共施設がいっぱいあったら、桜川河川改修で防火堰を取り壊したから水源がないということで、地下式100トンをつくったんですね。仮に、これを壊して、そのままどおりで、じゃ庁舎がちょっと1年半かかりますよとしたとき、もし大火などがあったらどうするんでしょう。そういうのも考えながら進めてもらいたい。それは、同じくトイレもです。

三春は街なか観光、通年観光と常に言っています。そういう中で、春先の桜シーズンは大勢の街なか観光客がお出でになります。そして、きれいなトイレで、本当に受けがいいです。こういうトイレを、仮に、工事中にみんな壊して仮設など並べておいたんでは、これはもう信用失墜間違いないと思います。そういうことを視野に入れながら、残せないか、どうしても残せないか、そういう観点で取り組んでいただきたいと、このようなことで再質問をいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 3点の再質問をいただきました。

まず、最初の構造別で見積額が相当違うというおただしでございました。概況をもう一度、ご質問の中にもございましたが、これは、建物の構造や工法によって差が出るほか、震災による単価がかなり上がってございます。それが主な理由となっているということ。また、同様の結果はほかの自治体でも同じような経過がございまして、その事業費と比較しても同じ程度であるというふうに我々は思っております。

なお、最近の状況について、細かい部分については担当課長から、私の後に、またお話をさせていただきます。

2点目の起債入れ約10億というふうなお見積もりでしたが、これの償還は将来に悪影響がないのかということについても財務課長より説明を申し上げます。

あと3つ目の地下水槽解体あるいはトイレの解体をしたら、ちょっともったいないんじゃないか、平たく言うとそういうことだと思います。これは、両方とも施設整備から年数がある程度経過してございます。どうしても残す場合、建築基準法の規制がございまして、残した場合には、ある意味、特殊な基礎部分ですとか大きな構造物で、補強が必要となってしまうということで、最終的には、取り壊し費用、あるいは新たな機能を持たせた場合と比較しても、どうしても残した場合は高くついてしまうと、平たく言うとそういうことになってしまいますので、やむを得ないものと考えたと申し上げたのはそういった意味でございます。

以上、先ほどの単価の金額と起債の償還見込みなどを含めまして、あと細かい点については担当課長より申し上げます。

○議長 宮本建設課長。

○建設課長 1点目の一般住宅と公共の建物の事業費に大きく乖離があるのかというおただしでございますが、一般的に申し上げますと、住宅と公共事業、大きな建物を比較しますと、そこにかかわってくる業種、職種の方の数が違ってきますので、その方々に、その業種ごとにかかる経費がかかるというものが一つあるかと思えます。

それから、もう一点は、例えば住宅ですと、ハウスメーカーなんかですと大量生産でコストが縮減できるということがあろうかと思えますが、庁舎のように一品生産のものは、そういったスケールメリットが出ないという部分も要因なのかなというふうに考えてございます。

○議長 佐藤財務課長。



○財務課長 質問のありました起債の償還にかかわる件でございます。

起債額はどの程度かということは申し上げられないということで副町長から答弁したところでございますが、起債を利用するということが間違いなことではございません。そうしますと、当然町として抱える、いわゆる借金が増えるのではないかとということになりますが、議員がおただしのお通り、これまで、三春町はずっと起債を償還してきたと、減らしてきたというところがございます。今回の庁舎建設や図書館建設によって起債額が増えるということは想定しているところでございます。

ただ、起債そのものの趣旨としましては、役場庁舎や図書館のように長年にわたって利用する公共施設について、その施設を建設するときにいる町民の方々だけに負担を求めるのではなく、将来にわたって利用するものなので、将来の方々にもご負担をいただくという趣旨で起債の制度がございますので、そこは、結果的に負担を残すということにはなりますが、公共施設整備の観点からは、こちらの件についてもやむを得ないものと考えてございます。

ただ、とはいっても、起債の額を少しでも減らして事業を行うという考えについては当然のことだと思いますので、そのあたりは、先ほど申し上げた建設費の縮減、あとはランニングコストが少しでもかからないような庁舎を建設して参りたいと考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○3番（影山初吉君） まず、第1点目ですが、住宅と公共施設の違いの説明はよくわかりました。

ただ、私、もう一つ尋ねているのは、テレビ報道などで加計学園ばかりではないんですが、坪単価150万円だよと。あと1級建築士並びに建築士などに聞きますと80万、90万でできるよと。三春の業者もそう言っています。あの程度のものだったら、あの程度のものというか鉄骨づくりだったら80万、90万でできますよと。

それと、この坪単価、マックスだと15億、これは、鉄筋コンクリートだの構造物にもよるから、ここまでは言いませんが、その比較検討、これをどういうふうに説明できるのか。本当に、公共施設だから、この中に書かないのか。これを何とか安く、業者が言っているぐらいの単価にならないのか、その辺1点。

あとは、起債はなるべく安く、少ない借金で済ませるよと、これは了解します。その辺でひとつお願いをしますが。

あと、この3点目のトイレと地下水槽、これも、やっぱりはっきりと、もう壊さないからできないんだよと言うんだったら、もう、これやむを得ないと思うんですが、その間、やっぱり、これは考えないと、仮に、工事期間が春の桜シーズンになったとき、あのトイレを壊して、だから、さっきにも言ったとお通り、仮設トイレを10個ぐらい並べておいたと。これは、庁舎つくってんだから、図書館つくってんだから仕方ねえんだろと、私らは思っても観光客はそう思わないと思うんです。やっぱり、じゃ、先にどこかにつくっておくのか、何かそのぐらいの考えまで持たないとこの事業には入れないと思いますよ。その辺、まず伺います。どうぞ。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 再々質問で2点いただいております。

報道などではさまざまな証言があって、安くできるんだと。実際安くできるんだという情報もあるんだがというふうなおただしでございました。これについては、積算単価に基づい

て設計を積算してございますので、金額はそれで算出しているということになります。

ただ、民間ベースになりますと、発注方法あるいは仕上がりなどの相違がございますので、これは一概に報道のとおり、これは怪しいということではないのかなというふうに思っております。

いずれにしても、だからといって漫然としているということではございませんで、財務課長の答弁にもあったとおり、機能的なものを追及しつつ安価なものということで縮減に努めていくということで努力して参りたいと思います。

2点目のトイレ、地下水槽、壊しちゃったら、その間使えないというふうなご質問だと思います。これについては、工事の工期、計画の中で配慮していくと。具体的には、複合建設ということで、役場庁舎と図書館が手をつないでいるような状態で建っていくのかなというふうに思っておりますが、まずは、本庁舎を先行させて建てていけば、その中にトイレ機能を持たせることができます。トイレ機能をつくりつつ、その後、使える状態になってから図書館部分の着工を目指して取り壊しに入っていけば、工期的には、これは両方両立できますので、ご不便をかける期間というのはまずないか、もし万が一あっても、非常に短期間で済むのではないかとこのように、今のところ想定してございます。

いずれにしても、基本設計、実施計画が固まりまして、工程計画が立てられれば、もう少しはっきりしたことがお答えできると思います。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○3番(影山初吉君) 第2の質問に移ります。

役場庁舎ほか工事発注についてであります。

現在まで、町は大型予算が伴う施設整備はおおむね大企業に発注してきた経緯があります。

町では今後、大規模施設整備工事は少ないと思われませんが、特に、町民が多く利用する役場庁舎、図書館は、町民の手で建設すべきと考えます。

町内企業で共同企業体、いわゆるJVを組んでいただき、分離・分割発注ができないか、例えば、設計工事監理、建築主体工事、給排水衛生設備、電気工事、空調衛生設備、太陽光発電設備等を分離発注し、地元企業、いわゆる組合でもいいんですが、に発注できれば、町内企業の育成、町内の活性化、税収アップ、工事費の縮減、安心なメンテナンス等々メリットがたくさんあると思われまして、そういうことで、町の考えを伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 第2の質問にお答えいたします。

町立三春病院、三春町敬老園及び三春中学校の建設に当たっては、工期の短縮、経費の縮減等を図る目的から設計及び施工を同一業者に発注する設計・施工一括発注方式を採用し施工してきました。

しかしながら、施工の一括発注の場合、下請となる専門工事事業者との契約などにおいて元請である総合建設業者が自由な裁量権を持っており、地元企業の参画において課題があることも町として認識しております。

これらのことから、今回の役場庁舎ほか新築工事の発注に当たっては、公平性・透明性を確保し、高い品質が確保できる方法を採用するとともに、地元企業が参入できる発注方式の

制度設計を検討して参りたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉君。

○3番(影山初吉君) 今までの工事発注で、反省点は、地元企業の参画において課題があったと認識しております。というのが課題、反省だったと思います。

そういう答弁であります、今後は、ここに書いてあるとおり、公平性・透明性を確保し、高い品質ということであり、地元企業が参入できる発注方式の制度設計を検討しておりますという答弁であります。

私の頭の中では、確かに立派な答弁であります、私は、一概に言えば、もう地元企業に発注してくださいよと、私の質問は、こういうメリットがいっぱいあるんだよと、育成にもつながるし、町の活性化にもなるんだよというような、私の質問は、端的に言えば、もう町の業者に発注してくださいよということなんです、どうも立派な答弁で理解に苦しみますが、もう一回、地元企業が参入できる発注方式の制度設計ということですが、その辺を信用していいんでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 町内業者にぜひともやっていただきたいとは考えてございます。そのために工法など、あとは間取りなども工法に関係して参りますので、これも基本設計の中で話として出させていただきました。

ただ、内容によっては、工事が余りにも特殊なため、町内に、もしかするとない部分もある可能性は、これは十分ございます。そういった場合の対応をどうするか。

あとは、幾つもの企業、町内の業者さんで幾つものグループに分かれてしまいますので、これをきちんと統率して、決められた工期までにきちんと仕上げるとい、ある意味重い責任がござい。こういった部分が十分担保できるということを町内の企業の皆さんと意見交換をさせていただいて、これならできるところであれば、今の影山議員がおただしのように、なるべく三春町の業者の利用ということにかなうかと思、引き続き町内の関係者の皆さんと協議して参りたいと思。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を打ち切ります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので散会といたします。ご苦労さまでした。傍聴者の皆様、最後までありがとうございました。

(午後3時24分)

平成29年9月12日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 新田 信二    | 2番 本 田 忠 良  | 3番 影 山 初 吉  |
| 4番 松 村 妙 子  | 5番 山 崎 ふじ子  | 6番 鈴 木 利 一  |
| 7番 佐 藤 一 八  | 8番 渡 辺 正 久  | 9番 三 瓶 文 博  |
| 10番 佐久間 正 俊 | 11番 小 林 鶴 夫 | 12番 橋 本 善 次 |
| 13番 影 山 常 光 | 14番 日下部 三 枝 | 15番 佐 藤 弘   |
| 16番 陰 山 丈 夫 |             |             |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|       |         |
|-------|---------|
| 町 長   | 鈴木 義 孝  |
| 副 町 長 | 坂 本 浩 之 |

|               |         |                        |         |
|---------------|---------|------------------------|---------|
| 総 務 課 長       | 伊 藤 朗   | 財 務 課 長                | 佐 藤 保 良 |
| 住 民 課 長       | 遠 藤 信 行 | 除 染 対 策 課 長            | 村 田 浩 憲 |
| 税 務 課 長       | 佐久間 孝 夫 | 保 健 福 祉 課 長            | 佐久間 美代子 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 影 山 敏 夫 | 産 業 課 長                | 新 野 徳 秋 |
| 建 設 課 長       | 宮 本 久 功 | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 室 長 | 安 部 良 明 |
| 企 業 局 長       | 滝 波 広 寿 |                        |         |

|             |         |                   |       |
|-------------|---------|-------------------|-------|
| 教 育 長       | 高 橋 正 美 | 教 育 次 長 兼 教 育 課 長 | 永 山 晋 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 本 間 徹   |                   |       |

|               |         |
|---------------|---------|
| 農 業 委 員 会 会 長 | 大 内 昭 喜 |
|---------------|---------|

|             |       |
|-------------|-------|
| 代 表 監 査 委 員 | 村 上 弘 |
|-------------|-------|

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成29年9月12日（火曜日） 午後2時30分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告並びに審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第47号 平成15年度の冷害による被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第48号 個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制

定について

- 議案第49号 三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

て

- 議案第55号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第56号 平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第57号 平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第58号 平成29年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第59号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第60号 平成29年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第61号 平成29年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について
- 議案第62号 平成28年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 平成28年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 平成28年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 平成28年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 平成28年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について

- 議案第70号 平成28年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
- 議案第71号 平成28年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時30分）

○議長 開会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。

鈴木町長。

○町長 去る9月1日に提出いたしました議案書の一部に誤りがありましたので、訂正していただきました。

訂正した議案は、議案第57号平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算書1ページ第1条、及び議案第61号平成29年度三春町下水道事業等会計補正予算第1号についての平成29年度三春町下水道事業等会計補正予算書1ページ第2条であります。

なお、内容については別紙正誤表のとおりでありますので、ご了承願います。

今後も十分な精査のうえ、議案を提出したいと考えておりますので、お詫びを申し上げますと同時に、よろしく願いをいたします。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第1により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。付託陳情事件の委員長報告を求めます。

○議長 総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が9月定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、9月4日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情事件第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について

陳情者 日本労働組合総連合会福島県連合会

田村地区連合会 議長 白岩 進一郎

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

必要な公共サービスが削減されることのないよう、地方財政の充実と確立を目指すため、地方交付税の算定のあり方を検討し、地方一般財源の確保を図ること。

このためには、地方交付税算定に係る「トップランナー方式」の廃止・縮小を含めた検討、国税から地方税への財源移譲、歳出特別枠の恒久的財源への転換、交付税の原資である国税の引上げ等の対策を講じること。

以上について、財務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

#### …………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

○議長 総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は9月1日に日程設定を行い、9月4日、5日、6日、7日及び12日の6日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第49号 三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号 平成15年度の冷害による被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第48号 個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第51号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、「不要な条例は、今後速やかに廃止する手続きをとるべきである」旨の意見を付して、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 平成28年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

関係する課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は9月1日に日程設定を行い、9月4日、5日、6日、7日及び12日の6日間第4委員会室において開会し、9月6日には現地調査も行いました。

議案第55号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 平成28年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第61号 平成29年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

議案第69号 平成28年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出認定について

議案第70号 平成28年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成28年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

本4案について、企業局長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長

文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、9月1日に日程設定を行い、9月4日、5日、6日、7日及び12日の6日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第55号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

子育て支援課長、住民課長、教育次長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第57号 平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第60号 平成29年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について

以上3案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査

いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号 平成29年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について  
住民課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第2号）について  
除染対策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 平成28年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について  
住民課長、除染対策課長、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、生涯学習課に係る事項のうち、御木沢地区公民館浄化槽設置工事について、設計積算時に使用する見積もり参考額を業者任せにしたことが問題であり、今後において町独自の調査をした上で、設計積算にあたることを意見に付して、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第63号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成28年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成28年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

以上4案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第66号 平成28年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
住民課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第67号 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について  
除染対策課長、住民課長、教育次長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 先ほどの経済建設常任委員長長の報告の中に欠落している部分がありました。

議案第69号についてです。「平成28年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算」という言葉が抜けておりましたので、議長の方から申し添えておきます。

○議長 議案第53号及び第54号の2議案につきましては、委員会に付託せず、全体会で審査を行いましたので申し添えます。

#### …………… 議案の審議 ……………

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

○議長 議案第47号「平成15年度の冷害による被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。



本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号「個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号「三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

○議長 これより、議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり渡辺勉氏を教育委員会委員に任命することに、同意することに決定いたしました。

○議長 渡辺勉氏の出席を求めておりますので、出席を許します。

(渡辺勉氏入場)

○議長 ただいま、教育委員会委員に任命することに同意をいたしました渡辺勉氏より、ここで、ご挨拶をいただきたいと思います。

○渡辺勉氏 この度、教育委員のご承認をいただきました渡辺勉と申します。微力では力を注いで参りますのでよろしくお願いいたします。

(渡辺勉氏退場)

○議長 議案第54号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり影山福夫氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに、同意することに決定いたしました。

○議長 議案第55号「平成29年度三春町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号「平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号「平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号「平成29年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号「平成29年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 議案第61号「平成29年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

収益的収入・支出、資本的支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 議案第62号「平成28年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

なお、決算認定議案の質疑の際は、款・項・目、ページ数を示してから質疑を願います。

○議長 歳入全般について質疑を許します。

（議長の声あり）

○議長 3番影山初吉君。

○3番（影山初吉君） 10款・5項・2目・15節 ページ数157から8であります。

9ページまでかかりますが、15節の工事請負費であります。昨日の全体審査でも審査しまして結論がでませんので、再度、質問をいたします。

内容は御木沢地区公民館合併浄化槽設置工事であります。金額が11,612,160円あります。

○議長 今、歳入についてやっていますので、歳出のところでお願いします。歳入全般について質疑と先ほど言いましたので。

○議長 もう一度繰り返します。歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 歳出全般について質疑を許します。

3番影山初吉君。

○3番(影山初吉君) 失礼をいたしました。歳出でありますので、157ページの10款・5項・2目・15節 工事請負費で質問いたします。

中味は、御木沢地区公民館合併浄化槽設置工事でありまして、金額が11,612,160円であります。付帯工事と思いますが、上水道工事1,576,800円も含まれております。

これは、文教厚生常任委員会からも付帯意見としてでましたとおり、一番は、積算見積もりは妥当だったのか、ということで昨日もお話ししました。その中で、工事金額は妥当なのかと、昨日は、同じような工事がありましたので、それを引き合いに出してお話ししました。一つは沢石会館が24年から25年にかけて680万円をかけて、70人槽の合併槽を入れ替えた。それは23年3月の震災で、壊れまして使えないからということで680万、70人槽であります。

この時は震災1年後で、本当にモノはない、ガソリンもない、福島県に大型トラックで輸送する業者も運転手も入りたくない状況の中で、680万で事業をやりました。これは、みんな困っているときに業者が金儲けしていいのか、ということで本当に本体価格と工事費ということで680万でやった。これはすばらしいことだと思う。それを見比べてですよ、今回55人槽で積算して、見積もり合わせをして入札、それで入札に付してとった業者が11,612,160円あります。これは業者が悪い、何悪いわけではないんです。24年から25年にかけて680万で同じような仕事のできたのに、今回なぜこの倍なんだと、この説明責任をきちっとして納得できなければ、私は今回の28年度の一般会計の決算認定は、不認定とさせていただきます。以上です。

○議長 坂本副町長。

○副町長 昨日の経過も含めまして、少しそのお話を先にさせていただきます。

3番議員ご指摘のとおり沢石と御木沢の比較ということがございました。昨日の全体会の中、あるいは全協の中でもご説明をさせていただきましたが、沢石については震災後の破損に伴う緊急性があって町単事業でやった。経費率についても、ギリギリのところでもらった。簡単に言えば、そういった内容でございます。

御木沢については、補助事業を利用したことになります。有利な財源ということで、補助事業を起用しておりますので、それに伴う積算の方法、あるいは歩掛については、それを利用したことになります。

3番議員がお尋ねの件、一番核となる浄化槽の本体の部分、その見積もりがどうだったのか、というのがご指摘の核の部分と思っております。その部分については、昨日も説明をさせていただきましたが、特注品ということでその都度見積もりをとると、価格についてはある程度時間の経過に伴って変動するものでありますので、その都度、見積もりをとって算出していったということになります。

強いて、昨日のご指摘の中で我々として考えなくてはいけないことにつきましては、特に御木沢の場合、その見積書の徴収に当たって、それがメーカーをきちんと吟味して徴収したのかというご指摘も、昨日の全体会の中、あるいは全協の中でもご指摘ございました。その部分については、我々としてももう少し精査すべき点があったと思っております。それを踏まえすと、今後の工事等の発注に当たっては、実績などを十分と確認させていただきまして、今後はそういった疑念を持たれないような内容できちんとして内容で進めていきたい

と考えてございますので、昨日の経過も含めまして町としての考えを申し上げました。以上でございます。

○議長 影山初吉君。

○3番(影山初吉君) これは生涯学習課の担当であります、見積もりはなかなか困難だということで企業局にお願いした。企業局は、浄化槽、3社見積もりをして一番安い545万のフジクリーン製を採用することで入札に付したということですが、このフジクリーン社製は545万の単価ではあるが半値で入るよというのは、企業局長認識しておりましたか。

○議長 滝波企業局長。

○企業局長 ただ今のご質問でございますが、3社見積もりをとりまして低額の見積もりを採用しております。ご指摘のフジクリーンの浄化槽については、見積もりより安く入るということについては、認識しておりませんでした。以上です。

○議長 影山初吉君。

○3番(影山初吉君) これは、おさまりませんよ。企業局長、ここにこれから出てきますが、合併槽をいっぱい町単独事業で入れてんです。5人槽、7人槽、10人槽いっぱい買ってんです。それで、認識してないってということはないと思うんですよ。絶対、認識してないってはない。今まで買ってんだから、実際。わかんないではすみませんよ、これは。どうですか。

○議長 滝波企業局長。

○企業局長 先ほどの質問と、5人槽、7人槽等の合併槽の入荷に対して、認識している、いないの話でございますが、見積額と入札等で落札した額については、当然その額で入るものと認識しております。

おただしの入札、もしくは見積額より半値、ないしそれより安く入るのを認識しているのかというのは、とられた業者が企業努力等でその会社から安く入るのか、もっと安く入るのか高く入るのか、という認識をしているのかというおただしかと思いましたので、私としましては見積額、もしくは単価契約等で契約した額が、その額で入るという認識をしているということで、それより安く業者さんの努力によって入ることまで認識しているのかというおただしについては、認識していないという答弁をさせていただきました。

○議長 影山初吉君。

○3番(影山初吉君) 町では毎年30や40の合併槽を買っております。その中ではフジクリーン社製は1台でも、これ何てよぶのがわかんないですが、買ってませんか、フジクリーン製を。どうですか。

○議長 滝波企業局長。

○企業局長 町では浄化槽を設置する際、町内業者が設置する場合は、本体込みで発注しております。

町外の業者が施工する場合については、本体を支給して、施工のみを業者に発注しております。

本体の支給につきましては、年度当初に本体の見積もり合わせにより単価契約をして、その単価で実施しております。近年は、フジクリーンが単価契約により、安い方を活用し設置しております。フジクリーンを三春では支給していることは認識しております。

○議長 影山初吉君。質問、質疑の回数は3回ということですが、4回、5回目大丈夫です。やってください。はい、どうぞ。

○3番(影山初吉君) 企業局長、フジクリーン社製を買っているということは、もう安い製品を買ってんだと、定価からどのくらい引くってというのは分かってんだよ。だから、一番

最初、認めればいいんですよ。これは、企業局長が悪いわけでもなんでもないんだ。本体が5,450万で、あとは公共単価でいくと、1,100何十万になって、入札でこれだけで落ちたということなんだから、それは何にも問題ないんです。だから企業局長が問題がないんだから、ちゃんと認めるべきなんですよ。

私いいたいのは、もし間違っていれば私もクビかけてもいいんですが、とにかくこの事業で業者が悪いのではないんですよ。積算が価格で入札してとった業者は、まあ業者はって言うてはわりげんとも、丸投げをして挙句の果てに、片手ぐらいはぬけたよと、ぬけたよというのは、もうがったよということなんだね、かたっぽは680万でやって、かたっぽは一つの事業で片手くらいもうがるって、そういうことを積算する自体がおかしいということ、私は言ってるんです。

だから、きちっと町のトップが、これが正しかったんだよ、間違ったんだよ、これからきちんとか精査して、チェックして今後に生かすよと言うんだったら、私、これで終わります。どうぞ。

○議長 鈴木町長。

○町長 工事等の発注に当たっては、過去の実績などを確認しながら積算において十分に精査を行い、実施して参りたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 その他質疑ございますか。

(議長の声あり)

○議長 15番佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 先ほどの副町長の発言もそうなんですけども、今の町長発言も、要するに、過去のって言いました。過去のって言えば、沢石70人槽の場合は本体価格340万、工事が200万、560万プラス17%という中味になっているんで、結果的には、本体価格340万、70人槽、したがって今回、55人槽で545万だと、今回も話の中では545万プラス工事費180万で720万でっていう中味なんです。

したがって、前回の今後はと言いましたけども、前回が仮に今回あって比べて、こんなに違うのかと我々が思ったんですけども、前回あるなしに関わらず、前回なければどうなんだっという話になるんで、問題なのは前回あったか、なかったかではなくて、545万が妥当なのかという、検証なんだと思うんだよね。

だから、今後は一つは精査をして、きちっと町は町の調べをもってやると、こういう発言だとも思う。だから、それは今後の問題として、私はいいと思う。ただ、問題なのはこの545万で受けたこのことは、やっぱり業者任せになってしまったということについては、きちっと答弁をしていただきたい。

これは、これで正しかったみたいな言い方をされると、私はやっぱり、ちょっと違うんじゃないか、やっぱり、結果として業者任せになった金額になってしまった。したがって、今後は、町なら町の調査を含めて業者と話をしていく。こういうことだと思うんです。これは文教委員長報告の中であった中味だと私は思いますので、そこをもう1回はっきり答弁をいただきたい。

いや、やっぱり、これはこれで間違いなかったと言うのか、やっぱり考えてみればそういう問題が生ずる問題は、やっぱり、あったとしたうえで今後の話を言っているのか、確認をいたします。

○議長 鈴木町長。

○町長 沢石地区の浄化槽の設置時の価格と今議論になっています御木沢地区の浄化槽の価



格の差というものが議論の柱というか、中心的になっているのかと感じましたので、申し上げたいと思いますが、あの当時は三春中学校が50万で、坪単価50万でできたんです。今は100万とか、もっと高い単価が出されておりますけれども、震災以降、じわりじわりと値上がりして、そして今の価格がほぼ安定しているという話を聞いておりますけれども、そういう社会情勢があって、ある程度価格差が出たともいうふうに考えていただきたいなと思います。

坪単価50万、三春病院で坪単価60万、敬老園と今の統合中学校は坪単価50万で、消費税まで含めてできた。それは、やはり当時、震災前は仕事がなく、業者の皆さん方もかなり思い切った値段で請け負ってやってくれたと、私は感じております。

そんな関係で、価格差を単純に比較しますと、半分と倍くらいの価格差になっているわけでありまして、それは社会情勢の変化というか、社会情勢の影響というものもあると、かなりの部分は私があると、考えておりますので、価格差についてはご理解をいただきたいなと思います。

なお、それ以外の件についての答弁は、副町長にさせます。

○議長 坂本副町長。

○副町長 概況について、今町長から申し上げたとおりでございます。ただ、15番議員からご指摘があったとおり、今回の業者の選定に当たっては、疑念を持たれる結果になってしまったということについては、町の積極的な働きが足りなかったのかというところは、反省すべき点でございます。

今後はその点には十分留意しまして、今後はきちんとした選定経過、競争のきちんとした正当な競争が反映できるように進めて参ります。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いたします。

○議長 15番佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 私はぶり返す話はしたくはないんですけども、昨日の説明もそうなんですけども、物価、モノ、要するに50人槽以上は同じだという話の中で、上がったという話は一切ない、上がったのは人件費1.5倍になりましたという説明しかないんです。これだけなんで高いんだと言った時に、いや、人件費が1.5倍、モノもそれなりに上がってんですって、一言あったかという、ないんです。ないのに担当者じゃなくて、町長の発言が、モノも上がっていつから、やっぱりこの金額でしょうがない、という発言に多分なると思う。

したがって、私は金額そのものじゃなくて、一番問題なのは、やはり業者任せの見積もりで鵜呑みにしてそれで決めたっていうのは、やはり軽率ではないか、したがって結果的に545万の金額は、ちょっと問題なんではないか、そういう受け止め方になるんではないか、文教常任委員会でいろんな質問した結果、これだけ言われれば、結果としてそのようにも考えられるというふうに担当者の発言があるんだね。その発言をもとに文教で意見を付しているわけなんです。

そのことを再度、単に金額だけの問題でなくて取組についても問題、そして、その次副町長が答弁してますけども、なんで町長が言えないで副町長が言ってんのか、それも分からない、やっぱりトップは町長ですから、仮に同じことを言うにしても、先に町長が言うべきではないかと思っておりますので、その辺も含めて再度答弁をお願いします。

○議長 鈴木町長。

○町長 町で事業を進める場合には、業者の選定委員会、それから入札行為、順序を追ってやるわけでございます。委員長が副町長がやっています。町長は直接、指名とか、入札にはタッチはしておりません。そんな関係で細かい部分については、副町長に答弁をさせたと、こういうこと

でありますのでご了承願います。

○議長 佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 要するに、ちょっと勘違いをされているようなんですけども、こまい部分、こまい部分など私は一切思っていない、重要な部分だと思っています。

したがってそういうことで、固定をするということであれば、私を含めて文教委員会の意見を付しているわけですから、その意見について認められないという中味に当然なるだろうと思しますので、認定できないということをお願いして、3回目までですよね、答弁はあればですけども、なければ、私は以上で終わります。

○議長 その他質疑ございますか。

○議長 鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 先ほど委員長報告しました。しっかり聞いてましたか。今、委員長報告しかり聞いていたら、今のような答弁は絶対出てきません。工事単価とか、なんかを言ってるんじゃないですよ。積算に必要な参考見積もりをきちんとしなさい、ということをお願いして、その辺ちょっと、勘違いしてるんじゃないかと思うんですが。

○議長 鈴木町長。

○町長 先ほどの委員長報告を踏まえて、先ほど申し上げましたけれども、もう一度申し上げます。工事等の発注に当たっては、過去の実績などを確認しながら、積算において十分に精査を行い、実施して参りたいと考えております。以上です。

○議長 鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 今の答弁ですと、来年度に向けて、こんなふうにしていきたいというのは見えます。決算認定ですんで、この28年度の決算についてはどのようにお考えですか。

○議長 坂本副町長。

○副町長 今回の28年度決算書中にある御木沢の発注方法、3社見積もりについて問題ありではないというご質問だと思うんですが、通常の選考方法をもって選定したということについては、当然、工事としては成立していると考えてございます。

ただ、3番議員あるいは15番議員からご指摘があったとおり、見積もりの徴収の仕方は現状を踏まえて、もっと調査すべきではないかということについては、我々も反省すべき点はございますので、その点を含めて今後は注意して参りますと、先ほどは答弁させていただきました。その辺をよくご理解いただきまして、決算の認定についてもお願いしたいと思います。以上です。

○議長 質疑ありますか。

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長 ただいま、議長の宣告に対し、異議がありました。

この場合の申し立ては、会議規則第83条の規定により、2人以上を必要とします。

異議のある方の挙手を求めます。

4番 松村妙子君 6番 鈴木利一君 挙手

(挙手 2名)

○議長 2人以上の挙手がありました。異議の申し立ては成立いたしました。

したがって、議案第62号については、起立により採決いたします。

○議長 本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成の方の起立を求めます。原案に対する賛成の方。

1番 新田 信二君、9番三瓶 文博君、10番佐久間正俊君、12番橋本 善次君

13番 影山 常光君、14番日下部三枝君

(起立 6名)

○議長 賛成はあくまで原案ですからね。

○議長 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議案第63号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第64号「平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第65号「平成28年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第66号「平成28年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第67号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第68号「平成28年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

○議長 収益的収入・支出、資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 議案第69号「平成28年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分、及び歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

剰余金計算書及び処分計算書(案)について質疑を許します。

(なしの声あり)

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第70号「平成28年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(議長の声あり)

○議長 3番影山初吉君、収益的収入・支出です。収益の部分ですよ。

○議長 資本的収入・支出全般について質疑を許します。

3番影山初吉君。

○3番(影山初吉君) 下水の34ページであります。

ちょうど、なかほどの三春町大字春沢字春沢1-29流水ポンプ一体型で40人槽で378万の工事費であります。昨日も質問しましたが、企業局の工事費として、企業局が扱った項目なんですね。一番質問したいのは、営利企業には、営利企業、金を生んでくる企業には工事費、あとは助成はないよと今まで聞いていたんですが、ここに上がってきたのはどういうことなのでしょう。

○議長 滝波企業局長。

○企業局長 ただ今のご質問にお答えいたします。今回の個別排水事業合併浄化槽の設置でございますが、三春町の浄化槽設置の中で、個人住宅等の補助事業であります。住宅と併用の今回は店舗でございます。

住宅と店舗が併用した場合、住宅の面積が店舗面積より半分以上である場合は、個別浄化槽といいますか、個人住宅として補助該当ということになっておりましたので、先ほどご質問のありました営利企業とは、今回店舗面積が小さかったため、一般住宅としての補助扱いにしたものであります。以上です。

○議長 影山初吉君。

○3番(影山初吉君) 個別事業はわかります。だから、今までは営利企業には補助は出してなかったと思います。これ、だしたらきりがありませんよ、営利企業に。だから今説明あったとおり、個人住宅の方が広くて店舗面積が少ないから、補助事業でやったんだということですが、378万これは入札も行わないで、随意契約で見積もり合わせでやったよということですが、どのぐらいの補助を出したんですが、補助金は。

○議長 企業局長。

○企業局長 この個別排水事業の補助でございますが、3分の1、33.3%が国庫補助であります。県費補助が7.3%でございます。個人の負担金が25万でございます。それらを差し引きますと、百数十万が町の持ち出しになりますが、半額が起債充当可能となっております。以上です。

○議長 影山初吉君。

○3番(影山初吉君) いや、これは問題ですよ。個別排水で百何十万っていうの、ありますか。みんな50何万、高くても78万、百何十万を起債を含めて町単独で出していると、これは問題です。これも納得いきませんので不認定。

○議長 滝波企業局長。

○企業局長 残りの町負担分でございますけども、これは受託事業といいますか、合併浄化槽を設置して、月々の管理費を徴収しているものでありますので、管理費において月々の管理費で、その工事費負担分も入っておりますので、その分については回収できるものと思っております。

○議長 影山初吉君。

○3番(影山初吉君) これは紛らわしいから住宅と店舗は分けて、合併槽を入れるべきなんです。そういうなかでこういう高額な金額を企業局から支出したってことは、一般財源から支出をしたということは納得できません。よって、不認定にさせていただきます。

○議長 その他ありますか。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 先ほどから40人槽ってあったんですが、建物の大きさと浄化槽の大きさが、人槽が多分決まると思うんですが、普通の家と店舗と比べた場合に本当に店舗の方が少なかったのか。40人槽入れるということは建物自体がものすごい大きい建物じゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○議長 滝波企業局長。

○企業局長 浄化槽の大きさにつきましては、面積に応じて算定しております。今回の案件については、申請部分の延べ面積が113.24㎡でございました。住宅の延べ面積が、68.32㎡で、飲食店部分が44.92㎡でございます。それらの算定で半分以上が住宅面積でございましたので、個別事業該当としております。

○議長 滝波企業局長。

○企業局長 申し訳ございません。追加で答弁させていただきます。

人槽につきましては、住宅部分の面積で5人槽、130㎡以下ですので5人槽を採用しておりますが、飲食店等につきましては、店舗等でございますので、33人という積算がございまして、33人と5人、想定38人ございますので、浄化槽を40人槽としたものであります。

○議長 鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 住宅分で5人槽で間に合う、ところが店舗が入るとトータル40人

槽じゃないとだめだということで、これは明らかに店舗のための浄化槽だということは明らかでしょう、今ので。確かに住宅とかなんかの平米数は、そうであっても、浄化槽の人槽でいったらば、明らかに店舗のための浄化槽だっていうことは明らかですよ。この工事自体がおかしいということになるでしょ。どうですか。

○議長 滝波企業局長。

○企業局長 もう一度答弁させていただきますが、個別排水事業の補助では住宅兼店舗の場合に、住宅の面積が半分以上の場合は、個別排水の補助に該当するというごさいます。今回の浄化槽40人槽の積算に当たりましては、住宅部分については130㎡以下が住宅の積算になりますが、店舗部分については集会所と公共施設と同じようなケースの取り扱いになるため、面積が小さくても人槽が大きくなったものであります。

ご指摘の通り人槽で言えば、店舗部分の方が大きい40人槽を、5人槽に対して40人槽を作っているんですから、店舗ではないかということになりますけども、補助要綱では建物の半分以上が住宅であれば補助適用となるため、今回は町が施工する補助に該当させたものであります。

○議長 その他ありますか。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 確かに要綱ではそうですけども、今の答弁してて自分でおかしいと思わなかったですか。住宅だと5人槽で間に合って、店舗の場合は規制があるかもしれないけど、明らかに3倍、4倍ですよ。4倍以上か。6倍ぐらいの浄化槽を入れないとならないと、それはどう考えだって普通の人は納得できませんよ、こんなの。以上です。

○議長 その他ありますか。答弁する。坂本副町長。

○副町長 企業局長の答弁、若干補足させていただきます。本来、なぜこの合併浄化槽を設置するかと、とにかく、それぞれの住宅あるいは事業者も含めて公共用水域、湖や川を汚さないようにしましょうと、いうことが大本になっています。

今回、この事業費は国と県の補助金が入っていると、先ほど申し上げました。国や県の補助要綱、市町村に対する補助要綱を見ても、店舗併用住宅は、当然住宅をしてみています。そういう意味では、国県町とも統一がとれてございます。現在の補助要綱でまいりますと、当然店舗併用住宅は満たしておりますので、補助対象となったということでもあります。

ただ6番の議員のご指摘にあったとおり、そうは言っても人槽上、そちらの事業部分が大きすぎやしませんかというご指摘だと思うんですが、三春町においては今回が多分初めてのケースでありますので、現在そういった判断をしたわけですが、今後、例えば極端に多くなるということであれば、補助要綱については検討する余地があるかと思いますが、もう一度繰り返しになりますけども、本来の大本の法律、あるいは補助要綱からいまして、国県町とも同じ基準でやって店舗併用住宅は十分補助対象で公共用水域を守るということでやってございますので、ご意見としては十分理解しておりますが、制度上、当然支給対象となるということで処理をさせていただきました。以上です。

○議長 その他ありますか。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 今の説明で補助の基準を満たしているということは理解できたんですが、これを我々も指摘があつて疑念を持つのは、やはり高額な事業に対して、随意契約でやっていたということに透明性でどうなのかというような疑念が正直、沸きました。

今後はこれらを少しでも透明化するために、ぜひ一般入札、競争入札も検討して透明性を

図っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 滝波企業局長。坂本副町長。

○副町長 8番議員ご指摘のとおり何らかの競争的な手法をもって、きちんとした単価をおさえるべきことについては当然と考えてございます。ただ、この事業は迅速な設置ということでこれだけの設置数を誇っておりますので、設置者に極端な不利益が生じない範囲において、例えば工期が止められてしまう、数か月も止められてしまうことがないように現場の状況をよく踏まえまして、そういったもので支障が生じないということであれば当然、競争的な手法を持って最も低廉なところ、品質を満たしてなおかつ最も低廉な業者に落とすという交渉はそのとおりでございますので、その点含めまして検討を続けさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長 その他ありますか。

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長 異議ありません。2人以上の挙手がございます。

3番 影山初吉君 6番 鈴木利一君

(挙手 2名)

○議長 異議の申し立ては成立いたしました。したがって、議案第70号については、起立により採決いたします。

○議長 本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

1番 新田 信二君、 7番 佐藤 一八君、 8番 渡辺 正久君、

9番 三瓶 文博君、 10番 佐久間正俊君、 12番 橋本 善次君、

13番 影山 常光君、 14番 日下部三枝君、 15番 佐藤 弘君

(起立 9名)

○議長 着席願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第71号「平成28年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。



(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、8番渡辺正久君ほか2名より、議案第72号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第72号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書 配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 議案第72号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

8番渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 議案第72号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により、「地方財政の充実・強化を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成29年9月12日提出

提出者 三春町議会議員 渡辺 正久

賛成者 三春町議会議員 橋本 善次

賛成者 三春町議会議員 小林 鶴夫

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成29年9月12日 三春町議会議長 陰山 丈夫

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長　ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長　ただいま、桜川河川改修対策、三春町町立学校再編等調査特別、三春町広報広聴特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長　本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

（議長の声あり）

○議長　鈴木利一君。

…………… 動議の提出 ……………

○6番（鈴木利一君）　動議。陰山丈夫議長の不信任案決議案を、提出者鈴木利一、賛成者本田忠良、賛成者影山初吉で動議で提出いたします。

○議長　ただいま、6番鈴木利一君より「議長不信任決議案」が提出されました。会議規則第16条の規定による所定の賛同者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本件については直ちに日程に追加し、追加2の日程第4として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長　ただいまの議長の宣告に対し異議がありましたので、日程追加について挙手により採決をいたします。

○議長　「議長不信任決議案」の件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに賛成の方は挙手を願います。

2番 本田 忠良君、 3番 影山 初吉君、 4番 松村 妙子君、

5番 山崎ふじ子君、 6番 鈴木 利一君、 11番 小林 鶴夫君、

15番 佐藤 弘君

（挙手 7名）

○議長　賛成少数であります。

したがって、「議長不信任決議案」の件は日程に追加し、追加日程として議題とすることは否決されました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長　ここで、町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長。

○町長　長丁場の9月定例会、議員の皆さん方には精力的に議案審査をしていただきました。

若干いろいろ不認定もありましたけども、可決・同意・認定をしていただきまして、誠にありがとうございます。いろいろいただいたご意見につきましては、今後しっかり反省をしたり、精査をしたりしながら、よりよいまちづくりのために取り組んで参りたいと、このように考えていますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

なお、定例会が終わりますと、朝晩めっきり冷えてくる季節になります。健康に留意をしながら議会活動をよろしくお願いを申し上げてあいさつにいたします。ありがとうございました。

……………閉 会 宣 言……………

○議長 これをもって、平成29三春町議会9月定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。  
(閉会 午後4時25分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年9月12日

福島県田村郡三春町議会

議 長 陰 山 丈 夫

署 名 議 員 佐 藤 弘

署 名 議 員 新 田 信 二

議案審議結果一覧表

| 議案番号   | 件名   | 採決       | 議決の状況 |
|--------|--|----------|-------|
| 議案第47号 | 平成15年度の冷害による被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例の制定について | 全員       | 原案可決  |
| 議案第48号 | 個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の制定について                 | 全員       | 原案可決  |
| 議案第49号 | 三春町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について                            | 全員       | 原案可決  |
| 議案第50号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                        | 全員       | 原案可決  |
| 議案第51号 | 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について                                | 全員       | 原案可決  |
| 議案第52号 | 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について                            | 全員       | 原案可決  |
| 議案第53号 | 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて                           | 全員       | 同意    |
| 議案第54号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて                     | 全員       | 同意    |
| 議案第55号 | 平成29年度三春町一般会計補正予算(第2号)について                             | 全員       | 原案可決  |
| 議案第56号 | 平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について                       | 全員       | 原案可決  |
| 議案第57号 | 平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について                         | 全員       | 原案可決  |
| 議案第58号 | 平成29年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について                       | 全員       | 原案可決  |
| 議案第59号 | 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第2号)について                      | 全員       | 原案可決  |
| 議案第60号 | 平成29年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について                           | 全員       | 原案可決  |
| 議案第61号 | 平成29年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について                         | 全員       | 原案可決  |
| 議案第62号 | 平成28年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について                              | 認定6・不認定9 | 不認定   |
| 議案第63号 | 平成28年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について                        | 全員       | 認定    |
| 議案第64号 | 平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                       | 全員       | 認定    |
| 議案第65号 | 平成28年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                          | 全員       | 認定    |

|        |  |          |        |
|--------|--|----------|--------|
| 議案第66号 | 平成28年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について          | 全員       | 認定     |
| 議案第67号 | 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計歳入歳出決算認定について         | 全員       | 認定     |
| 議案第68号 | 平成28年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について              | 全員       | 認定     |
| 議案第69号 | 平成28年度三春町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について | 全員       | 可決及び認定 |
| 議案第70号 | 平成28年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について            | 認定9・不認定6 | 認定     |
| 議案第71号 | 平成28年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について            | 全員       | 認定     |
| 議案第72号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について                 | 全員       | 原案可決   |